ふくしまエコオフィス実践計画

２０２６年3月

福島県

目　次

第１　趣旨 …… 3

第２　計画の対象となる事務及び事業 …… 4

第３　対象となる温室効果ガス …… 5

第４　計画の期間等 …… 6

第５　計画の位置付け …… 6

第６　計画の方針 …… 7

第７　計画の温室効果ガス総排出量等の現況 …… 10

1　温室効果ガス総排出量の推移 …… 10
2　エネルギー使用量別の推移 …… 11
3　廃棄物の減量化・リサイクル推進の推移等 …… 12
4　環境に配慮した物品の購入 …… 13
5　温室効果ガス総排出量の構成比 …… 14
6　課題等 …… 15

第８　計画の目標 …… 16

1　温室効果ガス総排出量削減目標 …… 16
2　その他環境負荷低減の目標 …… 16

目　次

第９　取組の内容 …… 19

１　再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組 …… 19
２　建築物の建築、管理等に当たっての取組 …… 20
３　財やサービスの購入・使用に当たっての取組 …… 23
４　その他の事務事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮 …… 26
５　ワークライフバランスの確保等 …… 27
６　計画の推進体制の整備と実施状況の点検等 …… 28

巻末資料

資料１　温室効果ガス総排出量削減目標及びその他環境負荷低減の目標 …… 37
資料２　提出内容等一覧 …… 38
資料３　エコオフィス実践の取組…… 39
資料４　グリーン購入調達品目等一覧…… 40
資料５　ふくしまエコイベントチェックシート…… 44
資料６　部局等取組方針 …… 45
資料７　所属等取組目標 …… 46
資料８　所属等取組実績 …… 46
資料９　エコオフィス機関一覧 …… 47
資料10　ふくしまエコオフィスアドバイザー派遣実施要…… 59

第１　趣旨

本県においては、2021年２月に、知事が2050 年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロとする「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。2022年５月に県は、県民・事業者・行政等あらゆる主体が取り組むべき対策を示した「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」を策定し、県も一事業者、一消費者として、職員自ら率先して取り組む必要があることから、本ロードマップに基づき、2023年３月に「ふくしまエコオフィス実践計画」（以下「本計画」という。）を改定したところです。

2024年10月に制定された「福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例」に基づき2026年３月に「福島県気候変動対策推進計画」が策定されたことに合わせ、また、2025年２月に見直しされた政府実行計画も踏まえて、本計画の一部を改定します。

これまでの改定の経過

1997.3　本計画を策定し、一事業者、一消費者の立場から、事務の執行等において率先して環境負荷低減の取組を推進することとした。

2000　「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）の制定、「福島県地球温暖化対策推進計画」の策定を踏まえ、本計画を全面改定し、特に本庁舎及び西庁舎においては国際規格である ISO14001 の認証を取得するなど、環境への負荷の少ない低炭素・循環型社会の実現のため、取組を推進することとした。

2010　ISO14001 型から自己管理型の環境マネジメントシステムに移行し、PDCA サイクルの実践により、環境マネジメントの継続的な改善を図ることとした。

2013.6　2011 年３月 11 日に発生した東日本大震災及び原子力災害により、本県を取り巻く社会経済情勢等並びに県の執務環境及び事務事業の量が、前回の計画改定時の想定を超えて大きく変化し、「原発に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」のために、地球温暖化対策の推進等の環境負荷低減活動に率先して取り組む必要がある一方、東日本大震災等からの復興に最優先で取り組む必要があることから、本計画の見直しを行った。

2017.3　「福島県地球温暖化対策推進計画」の見直しと合わせて目標値等を見直し、環境負荷低減の取組を推進することとした。

2021.12　「福島県地球温暖化対策推進計画」の見直しと合わせて目標値等を見直し、環境負荷低減の取組を推進することとした。

2023.3　「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」の策定と合わせて目標値等を見直し、環境負荷低減の取組を推進することとした。

第２　計画の対象となる事務及び事業

本計画の対象範囲は県の全ての事務及び事業とし、指定管理者制度により管理されている公の施設（以下「指定管理者施設」という。）も含むものとします。

なお、外部への委託等により実施するもので温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

※　法では、「地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容」は、国の「地球温暖化対策計画（平成28年５月）」において定めるとしており、「地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた全ての行政事務を対象とする」とされていることから、執務室以外の無人施設や指定管理者施設等も本計画の対象範囲に含めています。

第３　対象となる温室効果ガス

法で定める温室効果ガスは下表の７種類があります。
本計画においては、県の事務・事業との関わりを勘案し、アからエまでの４種類を対象とします。

	温室効果ガスの種類	用途・主な排出源
ア	二酸化炭素（CO2）	石油・石炭・天然ガス等の化石燃料の燃焼等により発生
イ	メタン（CH4）	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等により発生
ウ	一酸化二窒素（N20）	燃料の燃焼、田畑への施肥、工業プロセス等により発生
エ	ハイドロフルオロカーボン（HFC）のうち政令で定めるもの	スプレー、エアコンや冷蔵庫等の冷媒等に使用されるほか、化学物質の製造プロセス等により発生
オ	パーフルオロカーボン（PFC）のうち政令で定めるもの	半導体の製造工程等により発生
カ	六ふっ素硫黄（SF6）	電気の絶縁体等に使用
キ	三ふっ化窒素（NF3）	半導体の製造工程等で使用

第４　計画の期間等

2022年度を初年度とし、「福島県総合計画」及び「福島県気候変動対策推進計画」の計画期間である2030年度を目標年度とする９か年計画とします。

第５　計画の位置付け

○　法第21条に基づく、県の事務及び事業に関し定める温室効果ガスの総排出量削減等のための措置に関する計画です。
○　「福島県気候変動対策推進計画」の温室効果ガス排出抑制等に関する施策に基づく、県の具体的な行動計画です。
○「福島県環境基本計画」に基づく、県の事業者・消費者としての環境保全に向け率先して取り組むための計画です。
○「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）との連携を図った計画です。
○　自己管理型PDCAサイクルの実践により継続的に環境負荷の低減を図っていく環境マネジメントシステムです。

第６　計画の方針

県が実施する環境保全活動についての理念や目標等を決定するための基本的な枠組みとして、前計画から策定している環境方針を引き継ぎ、項目を追加、更新します。「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、県自らが環境に与える影響を常に認識し、本計画の目標達成に向け、取組を推進します。また、これらの取組を進めることによりSDGsの達成に貢献します。

環境方針

１　基本理念

福島県は、尾瀬や猪苗代湖を始めとした豊かな自然環境に恵まれています。この恵まれた自然環境を美しいままの姿で未来に継承していくことは、私たちの大きな責務です。

しかし、近年の資源やエネルギーを大量に消費する生活様式により、地球温暖化を始めとする環境問題が深刻化しています。

これらの課題に対処するためには、私たち一人一人が、環境問題が自らの行動に起因していることを意識し、「自分ごと」として捉え、ライフスタイルや事業活動の見直しなど、積極的に環境保全の取組を進めていかなければなりません。

県は、大規模な事業者・消費者であり、環境を保全するための施策を推進する立場であることを認識し、自らの活動が与える環境への負荷の低減を図ります。

そして、職員一人一人が環境の保全や改善に積極的に取り組み、県民と一緒に「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の構築を目指すことを決意し、ここに環境方針を定めます。

第６　計画の方針

２ 基本方針

（１）県は、基本理念のもと、環境目標を定め、環境への負荷の低減に向けた取組を推進します。特に、次の事項について、重点的に取り組みます。

ア　環境保全のための施策の推進
イ　省資源・省エネルギーの徹底
ウ　再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組
エ　廃棄物の３R＋Renewable[1]
オ　環境に配慮した物品やサービスの購入等の推進
カ　工事請負契約や委託業務契約に係る環境配慮の推進
キ　職員のワークライフバランスの確保
ク　職員の家庭や地域における環境保全活動の奨励

（２）県は、法令等を順守するとともに、PDCAサイクルの実践により環境負荷低減の取組の継続的な改善を図ります。

（３）県は、この環境方針を全職員に周知し主体的に取り組み、環境への負荷の低減を着実に推進するとともに、その取組状況を広く公表します。

[1] Renewable：利用するプラスチックをバイオマスプラスチックや再生材等に切り替えること。

第６　計画の方針

＜SDGsとは＞

○　SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）は、2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

○　SDGsは社会、経済、環境の３側面から捉えることのできる17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成されており、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標とされています。

	【Goal 1】貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		**【Goal 2】飢餓をゼロに** 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、福祉を促進する		**【Goal 3】全ての人に健康と福祉を** あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	【Goal 4】質の高い教育をみんなに すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する		**【Goal 5】ジェンダー平等を実現しよう** ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う		**【Goal 6】安全な水とトイレを世界中に** すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	【Goal 7】エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	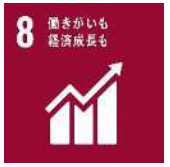	**【Goal 8】働きがいも経済成長も** 包括的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		**【Goal 9】産業と技術革新の基礎をつくろう** 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	【Goal 10】人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する		**【Goal 11】住み続けられるまちづくりを** 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する		**【Goal 12】つくる責任つかう責任** 持続可能な生産消費形態を確保する
	【Goal 13】気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するために緊急対策を講じる		**【Goal 14】海の豊かさを守ろう** 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		**【Goal 15】陸の豊かさも守ろう** 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する
	【Goal 16】平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		**【Goal 17】パートナーシップで目標を達成しよう** 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

第７　温室効果ガス総排出量等の現況

2018年度から2024年度まで県の機関から排出された温室効果ガスの総排出量及び省資源・省エネルギーの取組状況は、以下のとおりです。

１　温室効果ガス総排出量の推移

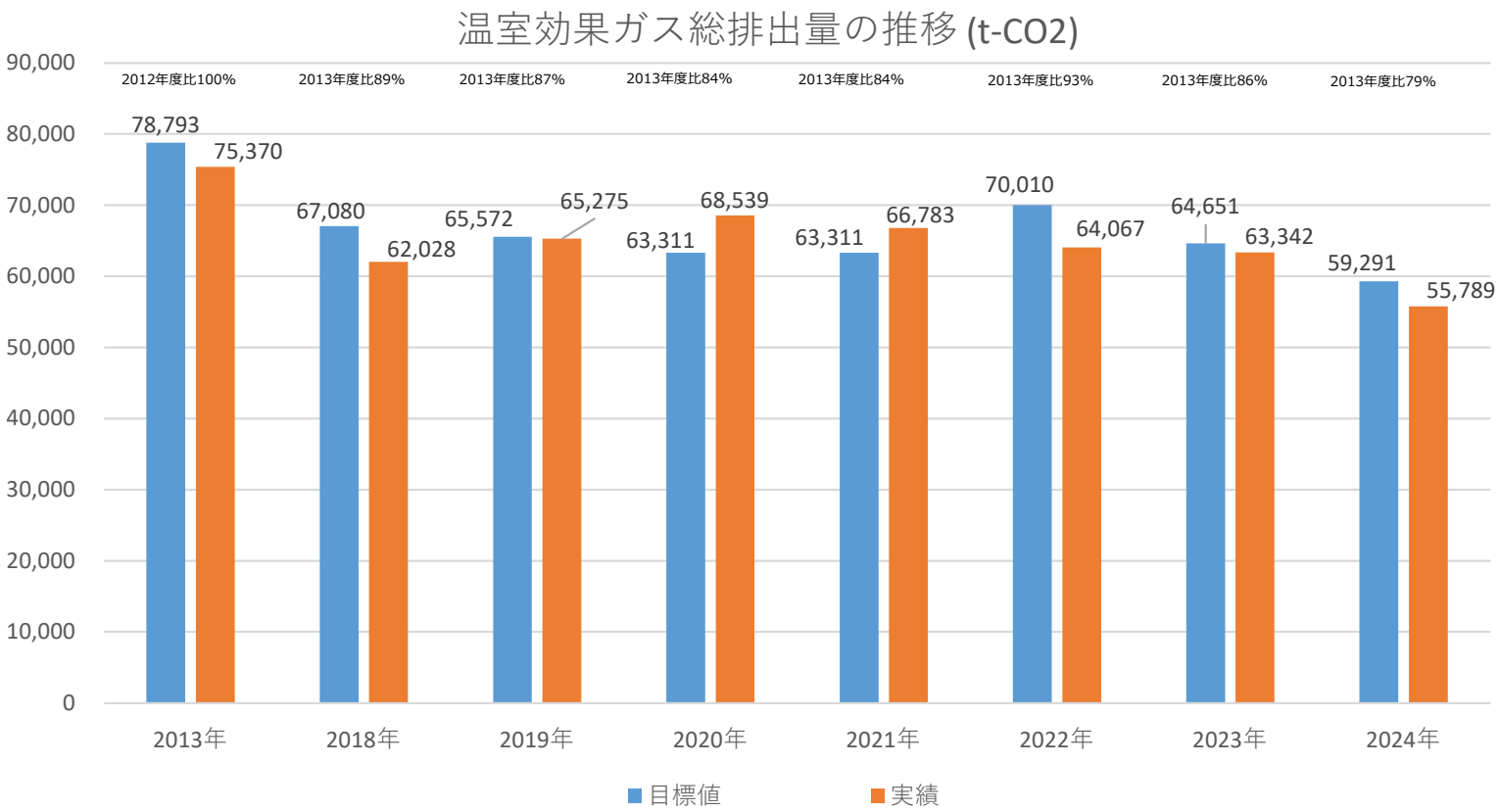

東日本大震災の発生以降、温室効果ガス総排出量は一時増加しましたが、2018年度には震災前の水準まで減少しました。その後、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の対応等により増加しましたが、近年は減少傾向となっています。

第７　温室効果ガス総排出量等の現況

２　エネルギー使用量の推移

項目	2013年度（基準年度）	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	基準年度（2013）比【%】
電気（kWh）	79,633,208	81,409,349	81,789,805	84,184,940	85,665,826	82,864,923	83,789.391	83,295,754	104.6
重油（ℓ）	2,682,649	1,858,175	1,800,548	2,359,842	2,573,981	2,367,950	2,274,192	2,158,812	80.5
灯油（ℓ）	2,845,874	2,659,277	2,740,403	3,074,594	2,968,024	2,797,679	2,717,501	2,706,887	95.1
都市ガス（㎥）	169,210	191,444	186,021	226,652	203,393	150,794	128,833	127,266	75.2
LPガス（㎥）	76,639	87,533	88,181	90,715	95,509	96,451	95,029	93,754	122.3
ガソリン（ℓ）	4,111,761	3,184,872	3,215,702	3,115,816	2,890,044	2,869,127	2,825,376	2,753,958	67.0
軽油（ℓ）	760,592	600,144	542,887	632,000	578,686	559,017	537,781	612,705	80.6

近年では、都市ガスやガソリン等の使用量は減少しています。また、電気やLPガスの使用量は復興関連施設の増加により基準年度より高い状況が続いています。

第７　温室効果ガス総排出量等の現況

３　廃棄物の減量化・リサイクル推進の推移等

項目	2013年度（基準年度）	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	基準年度（2013）比【%】
上水使用量（㎥）	864,227	790,917	792,977	830,041	782,606	761,975	749,127	741,936	85.8
コピー用紙等使用量（枚）	220,474,629	230,691,953	221,541,439	211,534,275	207,244,165	194,602,378	183,505,908	163,501,973	74.2
廃棄物排出量（kg）	2,535,317	2,701,708	2,742,747	2,796,342	2,736,164	2,677,235	2,278,095	2,108,799	83.2
リサイクル率※（%）	20	24.4	23.7	21.8	17.5	17.9	19.9	21.2	―

※ リサイクル率は、年間30%を目標としています。

上水使用量、コピー用紙等使用量及び廃棄物排出量は、いずれも減少しています。

第７　温室効果ガス総排出量等の現況

４　環境に配慮した物品の購入

項目	2013年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	基準年度(2013)比【%】
グリーン購入※(%)	97.0	84.3	88.9	82.1	89.3	89.0	72.5	91.9	―

※　物品ごとに調達目標が設定されおり、「グリーン購入調達品目等一覧」に記載のある物品の購入や役務の全支出額に占めるグリーン購入に該当する物品等の割合です。

近年は90%以下で推移していましたが、2024年度は91.9%と改善しました。

５　温室効果ガス総排出量の構成比

2024年度の温室効果ガス総排出量の内訳を見てみると、全体の97.33%を二酸化炭素が占めており、次いでメタン1.67%、一酸化二窒素0.96%となっています。

また、温室効果ガス（二酸化炭素換算）総排出量の割合は、電気（57.60%）、灯油（12.31%）、ガソリン（11.92%）、重油（10.56%）の割合が大きくなっています。

温室効果ガスの種類別排出量
（2024年度）

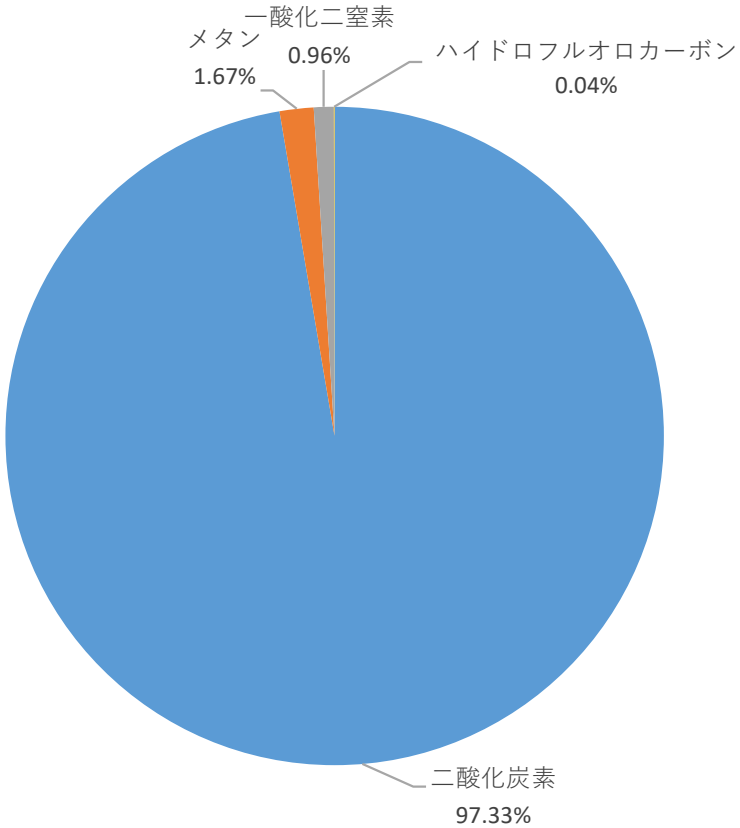

排出量温室効果ガス（二酸化炭素換算）の内訳
（2024年度）

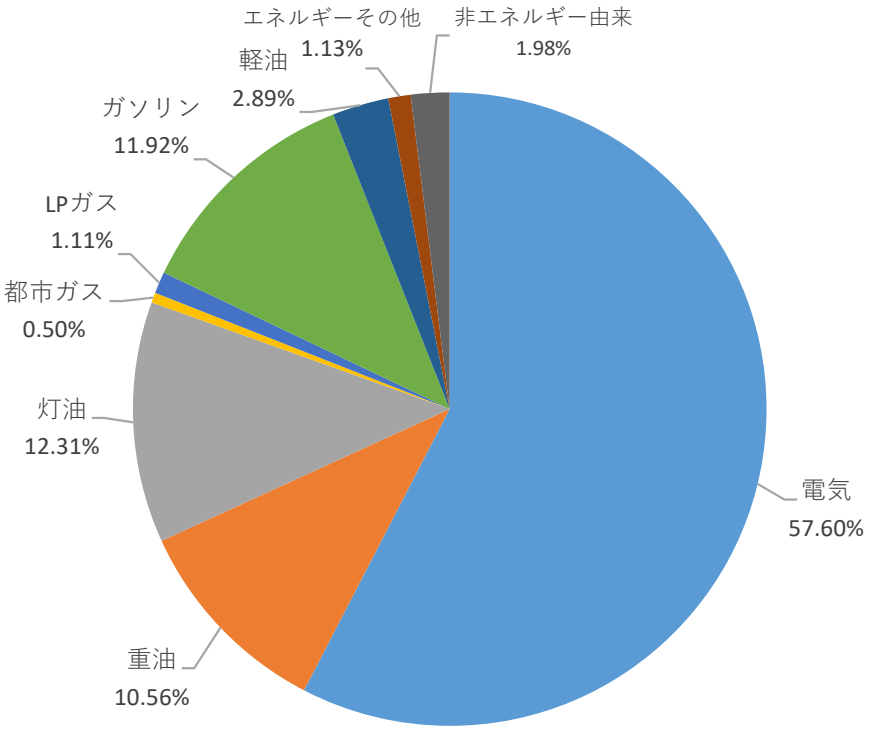

第７　温室効果ガス総排出量等の現況

６　課題等

（１）「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、再生可能エネルギー等の最大限の活用を図るとともに、一事業者として省エネルギー対策の徹底に全庁を挙げて取り組む必要があります。

（２）令和元年東日本台風等や新型コロナウイルス感染症による業務量の増加等により、エネルギー使用量が増大するため、職員の省エネ行動による努力だけでの削減には限界がある状況となっています。

（３）震災以後、県庁舎の大規模改修と合わせて、LED・空調等の更新も進められていますが、出先機関においても同様に効果的な省エネルギー対策が求められています。

（４）職員アンケートから、「昼休みの消灯」「ごみの分別」「エコドライブ」などは広く浸透しているものの、「離席時のパソコンの蓋閉じ」など更に取り組むべき余地があり、新たな改善策を取り入れながら、これらの取組を実践し、習慣化されるよう、一丸となって取り組んでいく必要があります。

（５）庁舎や設備の更新、職員一人一人の更なる意識向上と実践のハード・ソフト両面で全庁を挙げて取り組んでいく必要があります。

第８　計画の目標

温室効果ガス総排出量削減目標及びその他環境負荷低減の目標は、次のとおりです。なお、年度別の目標値は資料１のとおりです。

１　温室効果ガス総排出量削減目標

2013年度を基準として、事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに64%削減することを目標とします。

２　その他環境負荷低減の目標

省エネルギー対策			2024年度実績
電気			
	調達電力に占める再生可能エネルギーの割合	電力購入量の60%以上	0.2%
	太陽光発電設備の導入	設置可能な建築物（敷地含む。）に新たに2,000kW以上導入する。（2022年度以降）	954.8kW（2022年度以降）
	ＬＥＤ照明の導入	60%以上	35.4%
	電気使用量（2013年度基準）	▲6.4%	＋4.6%

第８　計画の目標

	重油使用量（2013年度基準）	▲27.4%	▲19.5%
	灯油使用量（2013年度基準）	▲11.9%	▲4.9%
	ＬＰガス使用量（2013年度基準）	＋11.9%	+22.3%
	都市ガス使用量（2013年度基準）	▲29.2%	▲24.8%
	ガソリン、軽油		
	電動車の保有割合 （市場に代替可能な電動車がない場合を除く）	100%	26.8%
	ガソリン使用量（2013年度基準）	▲54.3%	▲33.0%
	軽油使用量（2013年度基準）	▲26.6%	▲19.4%

第８　計画の目標

廃棄物等の排出削減とリサイクルの推進			
	上水使用量（2013年度基準）	▲19.2%	▲14.2%
	コピー用紙等使用量（2013年度基準）	▲40.1%	▲25.8%
	廃棄物排出量（2013年度基準）	▲21.7%	▲16.8%
	リサイクル率	30.0%	21.2%
環境の保全			
	水環境の保全（2013年度基準）	水使用量▲19.2% （再掲） 水質汚濁物質の排出低減を図る。	▲14.2%

第９　取組の内容

第８で掲げた目標を達成するため、次の取組を行います。

１　再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

県が保有する建築物及び土地について、太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施します。

（１）太陽光発電設備の最大限の導入

ア　新築建築物

新築する建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを積極的に推進します。

イ　既存建築物及び土地

既存の建築物及び土地については、技術開発の進展を踏まえ、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の最大限の導入を推進します。

（２）蓄電池・再生可能エネルギー熱の利用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入します。また、大気熱、地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等の導入へ向けた検討を進めます。

第９　取組の内容

２　建築物の建築、管理等に当たっての取組

（１）建築物の省エネルギー対策とZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）[2]化

　建築物の整備においては、新築はもとより、改修においても断熱性能の向上や高効率機器（LED照明、高効率空調設備など）の導入による消費エネルギーの削減とともに、太陽光などの再生可能エネルギーの活用を進めます。

　また、建築物のZEB化を推進するための体制のもと、今後予定する新築事業については、ZEB化の目標水準をZEB Ready以上とします。

（２）建築物の管理

ア　庁舎における適切な室温管理を図ります。

イ　建築物の適切な更新計画

「県有財産最適活用計画[3]」及び「公共施設等総合管理計画[4]」による建築物の適切な管理を行います。（体系図：２２ページ）

ウ　庁舎のエネルギー管理や環境マネジメントの運用等について、専門家の視点から改善提案を行うため、外部の専門家を「ふくしまエコオフィスアドバイザー」として委嘱し、「ふくしまエコオフィスアドバイザー派遣実施要綱」により所属等の取組の支援を行います。

エ　建築物や設備等の省エネルギーを推進するため、ESCO事業[5]等民間の技術サービスを活用します。

---

[2] ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

[3] 県有財産最適活用計画：土地、建物、工作物、物品などの財産を経営資産と捉え、経営的視点に基づき、総合的かつ短期的及び中期的観点から、戦略的に活用・維持・保有・処分していくことを目的として、歳入確保及び歳出削減の両面から県有財産の最適な活用を図る計画です。

[4] 公共施設等総合管理計画：公共施設等の全体の状況の把握、長期的な視点から、計画的に統廃合や更新、長寿命化を行うことにより県民の安心、安全を確保するとともに、財政負担の軽減、平準化を図ることを目標としています。社会経済情勢の変化、行財政改革の進捗状況、施設類型ごとの個別施設計画の策定状況等を踏まえ、PDCAサイクルにより継続的に改善を行うものです。

[5] ESCO事業：省エネルギー改修にかかる全ての経費をESCO事業者が負担し、その光熱水費の削減分で負担した経費を賄う事業。

第９　取組の内容

オ　建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

（ア）廃棄物等から作られた建設資材を計画的に利用します。

（イ）建設廃棄物の排出抑制を図ります。

（ウ）「ふくしま県産材利用推進方針」及び「ふくしま県産材利用推進計画」に基づき、建築物における木材の利用に努め、公共建築物における木材の利用を促進します。

（エ）安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCを利用しない建設資材の利用を促進します。

（オ）その他、建築物の建築に当たっては、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等の選択を図るとともに、温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図ります。

（カ）敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努めます。

カ　新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備については、率先的導入に努めます。

キ　脱炭素化に向けた電化や燃料の転換の取組

燃料を使用する設備においては、電化を進めるとともに、カーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化について検討し、計画的に取り組みます。

第９　取組の内容

施設の更新計画の体系

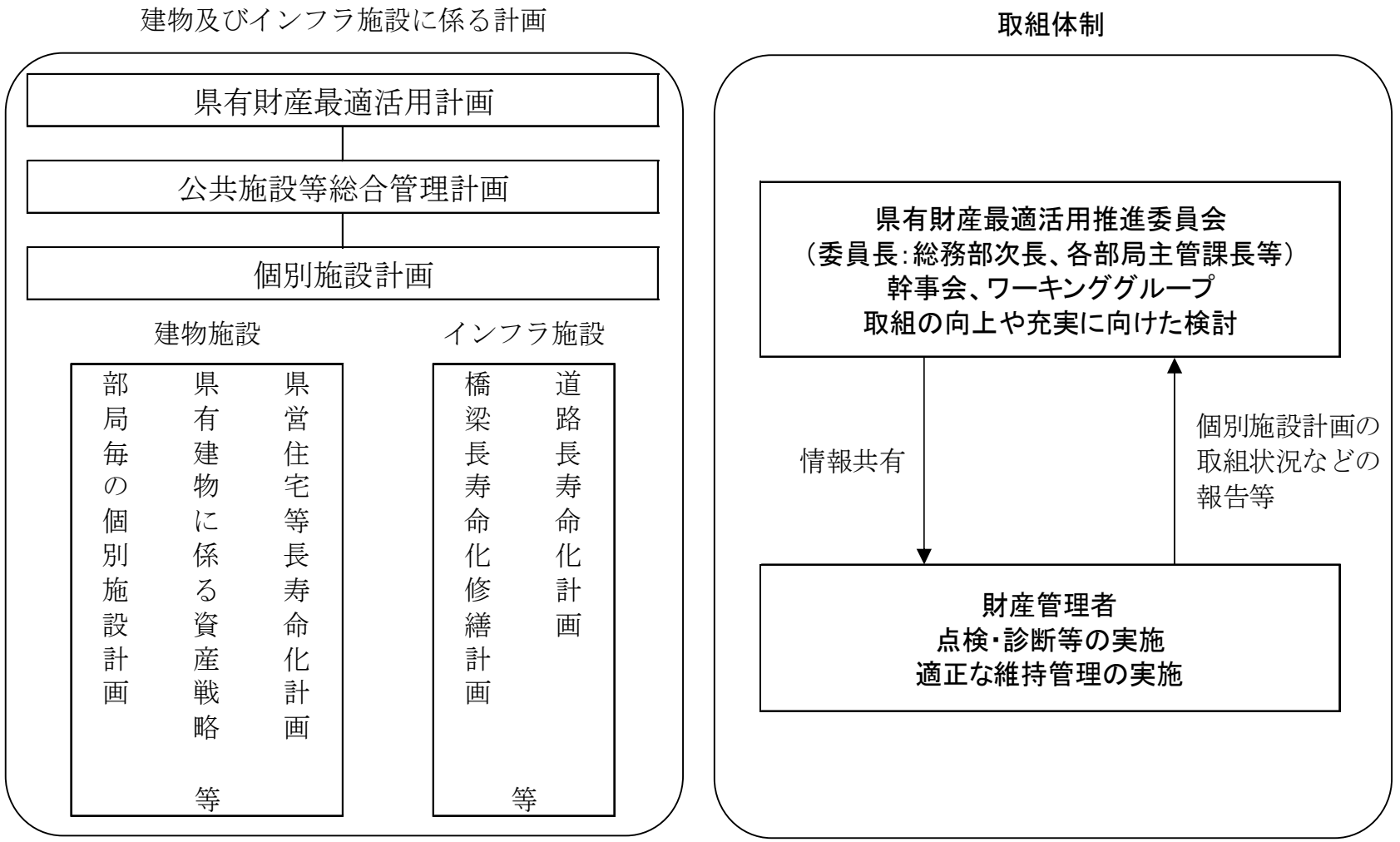

３　財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入は、「うつくしまグリーン購入ガイドライン（物品、設備・公共工事・役務）」や「福島県電力調達に係る環境配慮方針」に基づいて行います。その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の取組を進めます。

（１）電動車[6]の導入

公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降リース車両を含めて順次電動車とし、使用する公用車全体でも2030年までに全て電動車とします。

（２）LED照明等の導入推進

県が保有する建築物のLED照明の導入割合を2030年度までに60%以上とします。また、人感センサーの設置や調光システムの導入を推進します。

（３）再生可能エネルギー電力調達の推進

ア　2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギーとします。

イ　この目標（60%）を越える電力についても、更なる温室効果ガスの削減を目指し、「福島県電力調達に係る環境配慮方針」に基づき、小売電気事業者の選定を行います。

（４）省エネルギー型機器の導入等

ア　エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び、冷蔵庫等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替えます。

イ　省エネルギーモード設定の徹底により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図ります。

[6] 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を指す。

第９　取組の内容

（５）その他

ア　自動車利用の抑制等

　ウェブ会議やテレワークの推進により、職員や来庁者の自動車利用の抑制に努めます。また、効率的な業務の遂行のため適切な旅行命令を徹底します。

イ　節水機器等の導入等

　トイレや洗濯機等の水を多く消費する機器の更新に当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、計画的に更新していきます。

ウ　発生抑制（リデュース）の取組や再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）製品の率先調達

　温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るため、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品及びリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達します。

エ　コピー用紙等使用量の削減

　コピー用紙等使用量を削減するため、ペーパーレス化を徹底し、会議資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化等を進めます。また、報告書等の成果品は、電子成果品の納品を推進します。

オ　再生紙の使用等

　古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施します。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進めます。

カ　工事により発生する建設副産物については、再資源化に努め、建設リサイクルガイドラインに定める目標率を達成します。

キ　合法木材、再生品等の活用

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」等に基づき間伐材等の合法性が確認された木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料を選択し、計画的に使用します。

ク　グリーン冷媒[7]使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒を使用する製品を積極的に導入します。

ケ　自動販売機の設置等の見直し

（ア）自動販売機の省エネルギー化を行い、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ[8]、ゾーンクーリング[9]等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促します。

（イ）売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促します。

コ　フロン類の排出の抑制

HFC等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて、機器の点検や点検履歴等の保存を行い、使用時の漏えい対策に取り組みます。また、機器の廃棄時には、同法に基づき冷媒の回収を徹底します。

サ　廃棄される電気機械器具からの六フッ化硫黄（SF6）の回収・破壊等を行うように努めます。

[7] グリーン冷媒：水、空気などの自然冷媒を含むノンフロン冷媒や地球温暖化係数の低いフロン類のこと。
[8] ヒートポンプ：空気を圧縮したり膨張させたりして温度を上昇・低下させ、熱を移動させる仕組みのこと。
[9] ゾーンクーリング：部分的に冷やす場所を制限し、消費電力を減らす機能のこと。

４　その他の事務事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

（１）廃棄物の３Ｒ＋Renewableの推進

ア　廃棄物については、３Ｒの徹底を図るとともに、バイオマス化・再生材利用等について検討します。

イ　プラスチックごみについては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に則り、率先して排出の抑制及びリサイクルを実施します。

ウ　ペットボトルについては、自動販売機のペットボトル飲料の削減などワンウェイプラスチックの削減に向けた取組を進めます。

エ　県民への啓発物品にはプラスチック製品の使用を減らし、使用する場合は、「容器包装リサイクル法」に基づいた識別マークの記載のある製品とします。

オ　食品ロスの削減に向け、職員への啓発とともに、「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」を推進し、「全てに感謝！食べ残しゼロ」を合い言葉に、食品ロスの削減を呼び掛けます。

（２）県主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

県が主催するイベントの実施に当たっては、エコイベントチェックシートを使用し、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減やカーボン・オフセット[10]の実施、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用します。また、県が後援等をする民間のイベントについても、これらの取組が行われるよう促します。

（３）物品の購入に当たり、特定調達品目[11]については、原則的にグリーン購入適応品を選択することとし、物品ごとの調達目標を達成します。

[10]カーボン・オフセット：CO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

[11] 特定調達品目：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づいて、重点的に調達を推進すべき環境物品等の分野・品目として定められている物品等のこと。

第９　取組の内容

５　ワークライフバランスの確保等

（１）ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務態勢の推進に努めます。

（２）職員の率先した脱炭素型ライフスタイルへの転換

ア　環境保全活動に参加するなど、職員一人一人が家庭や地域で率先してカーボンニュートラルの実現に向けた取組を実践します。

イ　職員に、太陽光発電設備や電動車の導入など、ライフスタイルの転換に寄与する取組を促します。

第９　取組の内容

６　計画の推進体制の整備と実施状況の点検等

（１）推進体制とその役割

ふくしまエコオフィス実践計画実施体制図

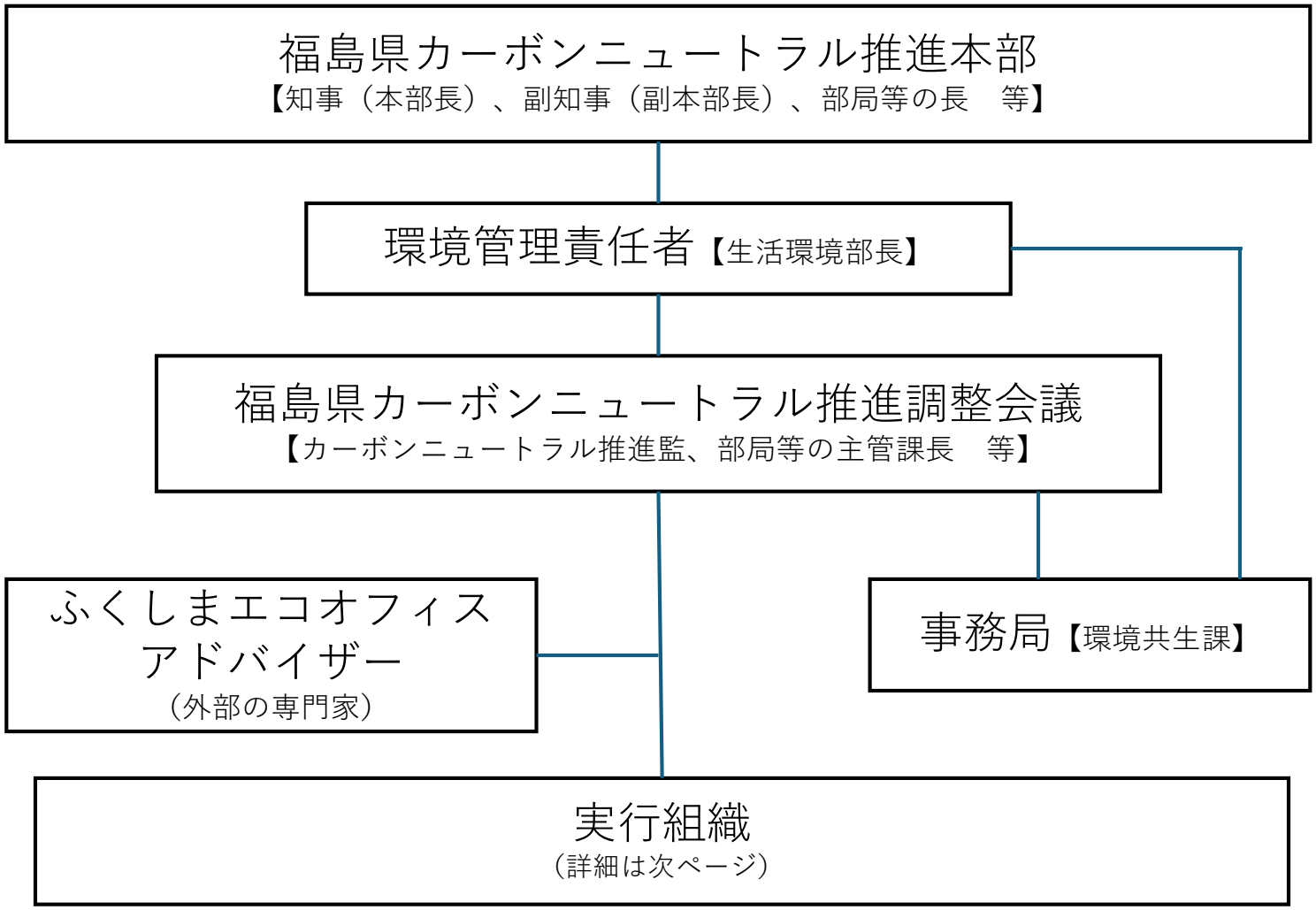

第９　取組の内容

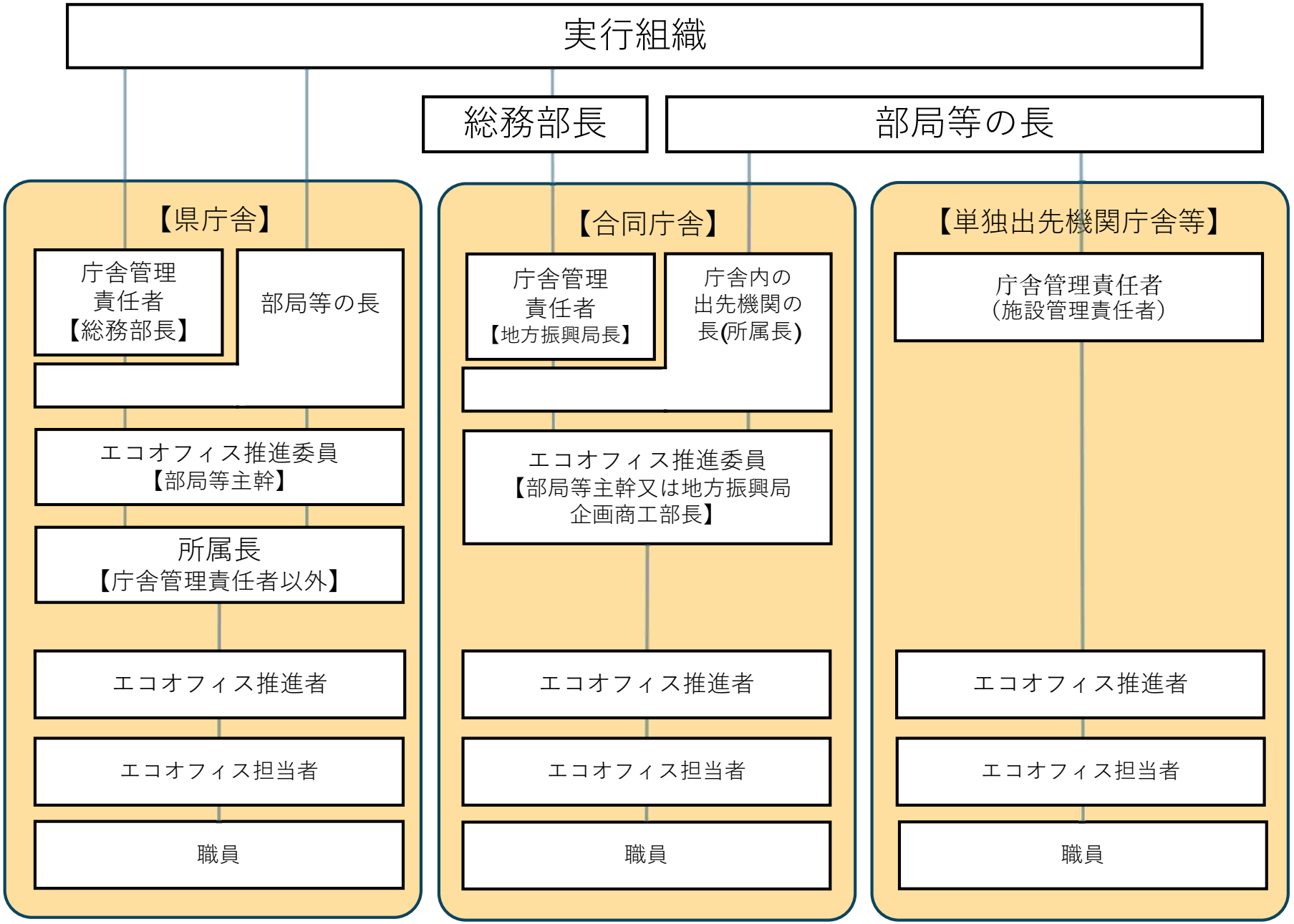
実行組織
総務部長
部局等の長
【県庁舎】
庁舎管理責任者【総務部長】
部局等の長
エコオフィス推進委員【部局等主幹】
所属長【庁舎管理責任者以外】
エコオフィス推進者
エコオフィス担当者
職員
【合同庁舎】
庁舎管理責任者【地方振興局長】
庁舎内の出先機関の長(所属長)
エコオフィス推進委員【部局等主幹又は地方振興局企画商工部長】
エコオフィス推進者
エコオフィス担当者
職員
【単独出先機関庁舎等】
庁舎管理責任者（施設管理責任者）
エコオフィス推進者
エコオフィス担当者
職員

第９　取組の内容

ア　環境管理責任者等の役割

職名等	主な役割
福島県カーボンニュートラル推進本部	計画・推進方策等の決定、進行管理
福島県カーボンニュートラル推進調整会議	計画の進行管理、点検、各部局等[12]の取組状況の把握
環境管理責任者 （生活環境部長）	環境管理の責任者 各部局等への指示監督、計画の進行管理・評価
カーボンニュートラル推進監	カーボンニュートラル推進のための総合調整
部局等の長及び地方振興局長	取組の推進及び進行管理、点検
エコオフィス推進委員 （部局等主幹及び地方振興局企画商工部長）	部局等の長又は地方振興局長の補佐
庁舎管理責任者 （庁舎の管理責任者）	部局等の長からの指示等を踏まえ、エネルギー管理業務を行い、庁舎におけるエネルギー使用量の削減を図る
所属長 （庁舎管理責任者以外の所属長）	事務事業に伴う省資源・省エネルギー取組の推進、庁舎管理に伴うエネルギー使用量削減等取組への協力
エコオフィス推進者（各所属１名） （本庁各所属：総括主幹又は総務担当副課長、出先機関：総務担当の課長相当職又は副課長相当職）	取組の推進に係る所属長の補佐 所属における取組の率先推進、取組状況の把握、点検
エコオフィス担当者（各所属１名以上）	具体的な取組の周知、推進
職員	所属、家庭及び地域において環境保全活動に積極的に取り組む
事務局（環境共生課）	目標の取組・達成状況の取りまとめ、福島県カーボンニュートラル推進調整会議及び福島県カーボンニュートラル推進本部への報告、環境管理研修等の実施

[12] 各部局等：知事部局（総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、出納局、企業局、病院局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局を指す。

第９　取組の内容

イ　省エネ法と連携した体制

（ア）省エネ法で定める事業者

○　省エネ法では、事業者にエネルギー消費原単位（省エネ法ではエネルギー総量を延床面積等の各指標で割ったもの）を年平均１％以上削減することを求めるとともに、中長期計画の作成と実績報告を義務付けていることから、省エネ法に基づいて定められている各エネルギー管理統括者等と連携して省エネに取り組むものとします。

○　県では、知事部局等、教育委員会、警察本部がそれぞれ特定事業者（事業者全体の年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kLを超える事業者で、経済産業省から指定を受けた事業者）として指定を受けています。

○　事業者は資産管理を行う区分ごとに分けられ、地方公共団体については、「改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について（平成22年２月10日付け資源エネルギー庁省エネルギー対策課）」により取扱いが定められています。

○　また、特定事業者が設置する工場等のうち、経済産業省から指定を受けた工場または事務所その他の事業場（以下、「工場等」という。）で、年度のエネルギー使用量が原油換算で3,000kL以上のものを第一種エネルギー管理指定工場等、年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上3,000kL未満のものを第二種エネルギー管理指定工場等といい、県中浄化センター、企業局小名浜ポンプ場、ふくしま海洋科学館、県庁舎（全て第二種エネルギー管理指定工場等）が該当します。（2022年11月現在）

第９　取組の内容

（イ）省エネ法に基づく管理統括者等

○　エネルギー管理統括者

・知事部局等、教育委員会、警察本部に置かれます。

・各所属等におけるエネルギーの使用量など毎年度の実績等を取りまとめるとともに、本計画を推進するため各所属等に必要な改善指示を行います。

○　エネルギー管理企画推進者

・エネルギー管理統括者を補佐し、省エネ法に基づく定期報告書及び中長期計画書等の作成を行います。

・エネルギー管理講習修了又はエネルギー管理士の資格を有します。

○　エネルギー管理員

・エネルギー管理指定工場に置かれます。

・エネルギー管理企画推進者と同資格を有します。

・エネルギーを消費する設備の維持、使用方法の改善及び監視、定期報告書の作成等を行います。

ウ　職員の研修

（ア）所属長が実施する研修等

所属長は、研修等の実施により本計画に基づく取組について職員へ周知を図るものとします。

（イ）環境管理研修等

事務局は、本計画に基づく取組等について職員の理解を深め、取組の充実を図るため、研修等を実施するものとします。

○　エコオフィス推進者等に対する研修

○　その他環境共生課長が必要と認める研修等

第９　取組の内容

（２）部局等における取組

ア　部局等の取組方針

　部局等の長は、環境方針に基づき、年度の「部局等取組方針」を策定し、各所属及び庁舎管理責任者に周知を図るものとします。

　所属長及び庁舎管理責任者（以下、「所属長等」という。）は、職員に対して「部局等取組方針」の周知を図ります。

イ　所属及び庁舎における取組

　所属長等は、上記アに基づき、年度の「所属等取組目標」を策定し、所属及び庁舎における環境負荷低減の取組を推進します。

ウ　報告等

　部局等の長及び所属長等は、上記ア、イについて、別紙「提出内容等一覧」に基づき報告等を行うものとします。

第９　取組の内容

（３）実施状況の点検・評価、報告

本計画の推進・点検については、福島県カーボンニュートラル推進調整会議において行います。事務局は、各部局の点検結果を取りまとめ、福島県カーボンニュートラル推進本部に報告するものとします。また、温室効果ガスの総排出量等の目標値については、点検結果や「福島県気候変動対策推進計画」の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

ア　所属長等による進行管理

所属長等は、事務事業に伴うコピー用紙やガソリン等の使用量等の削減について所属内の取組状況を確認し、取組が不十分な項目については改善を図ります。

イ　庁舎管理責任者による進行管理

庁舎管理責任者は、庁舎管理に伴うエネルギー等の使用量等の削減について庁舎内の取組状況を確認し、取組が不十分な項目については改善を図ります。また、省エネ法に基づき施設ごとに管理標準（省エネ法に基づいた管理要領（運転管理、計測、記録、保守、点検）を定めた「管理マニュアル」）を定め、適切にエネルギー使用を管理するとともに、省エネルギー推進委員会を実施し、エネルギー使用量の報告など情報共有に努めます。

ウ　部局等の長による進行管理

部局等の長は、所属や庁舎の取組状況を確認し、取組が不十分な項目については改善を図ります。

エ　報告等

（ア）所属長等は、事務事業に伴うコピー用紙やガソリン等の使用量を報告するものとします。

（イ）庁舎管理責任者は、庁舎管理に伴うエネルギー等の使用量等を報告するものとします。

オ　実績の管理方法

半期ごとに部局等の長が取りまとめ、報告を行うこととします。

なお、目標の管理方法については次の２通りの方法により行います。

（ア）指定管理者施設には今までエネルギー使用量等の報告義務がなく、比較可能な過去のデータがないことから、基準年度の排出量等との比較は、指定管理者施設を含まない施設のみで行うものとします。

（イ）指定管理者施設を含む全施設の排出量及び使用量の実績については、延床面積等単位当たりの実績で比較を行うものとします。

カ　実施状況の調査等

（ア）部局等の長及び庁舎管理責任者は、実施状況等の把握のため、必要に応じて、所属及び庁舎の調査を行うものとします。

（イ）所属等においては、これらの調査等に協力するとともに、環境改善に努めるものとします。

キ　公表

本計画の取組状況については、温室効果ガスの総排出量、環境目標の達成状況、所属等の取組結果等を、毎年度、環境白書、ホームページ等に掲載し公表するものとします。

なお、省エネ法に基づく報告の基礎数値としても使用するものとします。

ク　継続的な改善

（ア）実施状況の報告

事務局は、環境目標の達成状況及び取組状況をとりまとめ、福島県カーボンニュートラル推進調整会議に報告するものとします。

第９　取組の内容

（イ）福島県カーボンニュートラル推進調整会議における検討

　福島県カーボンニュートラル推進調整会議においては、（ア）による報告等に基づき、目標の達成状況、取組状況等を確認し、取組方法、取組内容、進行管理の方法等の検討を行うものとします。

　特に、効果的な取組については、情報の共有を図り取組の普及拡大に努めるとともに、目標が未達成の場合等においては、その原因の特定、改善方策等の検討を行う他、必要に応じて、環境目標の見直し等についても検討するものとします。

（ウ）福島県カーボンニュートラル推進本部への報告

　事務局は、目標の達成状況、実施状況とともに、（イ）における検討結果その他参考となる事項を福島県カーボンニュートラル推進本部に報告するものとします。

（エ）福島県カーボンニュートラル推進本部による重要事項の決定

　福島県カーボンニュートラル推進本部においては、（ウ）による報告等に基づき、必要に応じて、環境方針、環境目標、取組内容等の見直しを行うほか、達成状況等を踏まえた改善方策等について指示するなど、環境負荷低減に向けた取組の継続的な改善を図るものとします。

ケ　実施時期

この計画は、2026年４月１日から実施します。

改正履歴

2010年４月１日施行（2010年３月８日）
2013年６月17日施行（2013年６月17日）
2017年４月１日施行（2017年３月27日）
2022年４月１日施行（2022年12月27日）
2023年４月１日施行（2023年３月27日）
2026年４月１日施行（2026年３月23日）

（資料1）

温室効果ガス総排出量削減目標及びその他環境負荷低減の目標（第八関係）

〇温室効果ガス排出量削減目標

年度	基準年度	実績					年度目標					
	2013	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
温室効果ガス排出量（t-CO2）	75,370	68,539	66,783	64,067	63,342	55,579	53,931	48,572	43,212	37,852	32,493	27,133
基準年度比	—	90.9%	88.6%	85.0%	84.0%	73.7%	71.6%	64.4%	57.3%	50.2%	43.1%	36.0%

〇その他環境負荷低減目標（エネルギー使用量）

年度	基準年度	実績					年度目標					
	2013	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
電気使用量（kWh）	79,633,208	84,184,940	85,665,826	82,864,923	83,789,391	83,295,754	81,832,773	80,369,792	78,906,812	77,443,831	75,980,850	74,517,869
基準年度比	—	105.7%	107.6%	104.1%	105.2%	104.6%	102.8%	100.9%	99.1%	97.3%	95.4%	93.6%
重油使用量（L）	2,682,649	2,359,842	2,573,981	2,367,950	2,274,192	2,158,812	2,123,763	2,088,714	2,053,665	2,018,616	1,983,567	1,948,518
基準年度比	—	88.0%	95.9%	88.3%	84.8%	80.5%	79.2%	77.9%	76.6%	75.2%	73.9%	72.6%
灯油使用量（L）	2,845,874	3,074,594	2,968,024	2,797,679	2,717,501	2,706,887	2,673,699	2,640,512	2,607,324	2,574,137	2,540,949	2,507,762
基準年度比	—	108.0%	104.3%	98.3%	95.5%	95.1%	94.0%	92.8%	91.6%	90.5%	89.3%	88.1%
都市ガス使用量（㎥）	169,210	226,652	203,393	150,794	128,833	127,266	126,025	124,783	123,542	122,301	121,059	119,818
基準年度比	—	133.9%	120.2%	89.1%	76.1%	75.2%	74.5%	73.7%	73.0%	72.3%	71.5%	70.8%
LPガス使用量（㎥）	76,639	90,715	95,509	96,451	95,029	93,754	92,424	91,094	89,764	88,434	87,104	85,774
基準年度比	—	118.4%	124.6%	125.9%	124.0%	122.3%	120.6%	118.9%	117.1%	115.4%	113.7%	111.9%
ガソリン使用量（L）	4,111,761	3,115,816	2,890,044	2,869,127	2,825,376	2,753,958	2,607,922	2,461,886	2,315,850	2,169,813	2,023,777	1,877,741
基準年度比	—	75.8%	70.3%	69.8%	68.7%	67.0%	63.4%	59.9%	56.3%	52.8%	49.2%	45.7%
軽油使用量（L）	760,592	632,000	578,686	559,017	537,781	612,705	603,604	594,503	585,403	576,302	567,201	558,100
基準年度比	—	83.1%	76.1%	73.5%	70.7%	80.6%	79.4%	78.2%	77.0%	75.8%	74.6%	73.4%
上水使用量（㎥）	864,227	830,041	782,606	761,975	749,127	741,936	734,516	727,171	719,899	712,700	705,573	698,518
基準年度比	—	96.0%	90.6%	88.2%	86.7%	85.8%	85.0%	84.1%	83.3%	82.5%	81.6%	80.8%
コピー用紙等使用量（枚）	220,474,629	211,534,275	207,244,165	194,602,378	183,505,908	163,501,973	143,032,702	140,827,957	138,623,212	136,418,467	134,213,722	132,008,977
基準年度比	—	95.9%	94.0%	88.3%	83.2%	74.2%	64.9%	63.9%	62.9%	61.9%	60.9%	59.9%
廃棄物排出量（kg）	2,535,317	2,796,342	2,736,164	2,677,235	2,278,095	2,108,799	2,087,711	2,066,834	2,046,166	2,025,704	2,005,447	1,985,392
基準年度比	—	110.3%	107.9%	105.6%	89.9%	83.2%	82.3%	81.5%	80.7%	79.9%	79.1%	78.3%
リサイクル率（%）	20.0%	21.8%	17.5%	17.9%	19.9%	21.2%	30%	30%	30%	30%	30%	30%
グリーン購入（%）	97.4%	82.1%	89.3%	89.0%	72.5%	91.9%	調達目標以上					

（資料2）

提出内容等一覧

1　環境方針等の決定

月	内容	期限	報告者			報告先
			部局等の長	所属長	庁舎管理責任者	
4月	部局等環境方針の決定	4月10日	○			各所属
	所属別環境目標の決定、報告	4月20日		○	○	部局等
	部局等環境方針及び部局等内所属の取組目標の取りまとめ、報告	4月30日	○			事務局

2　前年度の取組実績の報告

月	内容	期限	報告者			報告先
			部局等の長	所属長	庁舎管理責任者	
4月	所属別の取組実績の報告	4月20日		○	○	部局等
	各部局等の取組実績の取りまとめ、報告	4月30日	○			事務局

3　進行管理（実績報告）

月	内容	期限	報告者			報告先
			部局等の長	所属長	庁舎管理責任者	
4月	電気使用量等の実績（10～3月分）の報告 （部局等分）	4月30日	○			事務局
10月	電気使用量等の実績（4～9月分）報告 （部局等分）	10月30日	○			事務局
毎月	[所属長] 事務事業に伴うガソリンやコピー用紙等の使用量等の入力（前月分）	毎月20日		○		
	[庁舎管理責任者] 庁舎管理に伴うエネルギー等の使用量等の入力（前月分）	毎月20日			○	

エコオフィス実践の取組（エネルギー編）

1　職員の取組
（1） 電気使用量の削減
・ 打ち合わせや来庁者対応など離席時には、パソコンの電源オフ、省電力機能の活用、ノートパソコンの蓋閉じ等適切な電源管理。
・ 退庁時は、コピー機、シュレッダーなどの機器主電源オフ又は、コンセントを抜く。
・ 退庁時のテーブルタップを適切に活用する。
・ パソコンの輝度を執務に適切な明るさに調整する。
・ 健康状態を考慮し、上下３階程度の移動には、階段を利用。
・ クールビズ、ウォームビズの励行。
・ ノー残業デー、リフレッシュデーの定時退庁を徹底。
（2） 燃料使用量の削減
・ クールビズ、ウォームビズの励行。（再掲）
（3） ガソリン使用量の削減
・ テレワーク、 ウェブ会議の積極的な実施。
・ 急発進、空ぶかしの抑制、駐停車時のアイドリングストップ、安定走行、低速走行等のエコドライブに努める。
・ 目的地まで効率的なルートで走行。
（4） その他
・ 家庭、地域で環境保全の取組を実践。
・ 通勤時等の公共交通機関の利用促進。
2　所属
（1） 電気使用量の削減
・ 昼休みの一斉消灯の徹底。
・ 照明スイッチの横に照影箇所が分かるよう配置図を掲示し、天候や時間帯に合わせ執務に影響のない範囲で照明を間引く。
・ ノー残業デー、リフレッシュデーは、午後６時にいったん消灯し、必要箇所のみ点灯。
・ パソコンやサーバー等は、その処理能力に対し、より消費電力の少ない機器を導入。
・ 窓の前にはできるだけ物を置かず、換気を良くする。
・ 職員用冷蔵庫内の整理や適切な温度設定。省エネ型の冷蔵庫の購入を検討。
・ 電気ポットは、適切な温度管理の徹底を行うとともに、まほうびん機能の活用。
・ 昼休みのテレビはニュース番組のみ。
（2） 燃料使用量の削減
・ ブラインド、カーテン利用による窓からの太陽光を活用する。
（3） ガソリン使用量の削減
・ ウェブ会議システムを使い、出張機会を減らすとともに、出張しなくてはならない場合も、公共交通機関の利用や自転車での移動、公用車は相乗り移動を推進する。
・ 公用車のタイヤの空気圧など定期的にメンテナンスを行う。
3　施設管理者
（1） 電気使用量の削減
・ 執務室の適切な室温管理（健康を第一に、温度は柔軟に設定）を実施する。
・ 夏季の温水洗浄便座等は、電源オフ。
・ 閉庁後のエレベーター間引き運転。
・ 各設備の運転開始時間をずらし、デマンド値を下げる。
・ 室外機の定期的な清掃、日除けの設置、水掛けを行い、効率を良くする。
・ 自動販売機の適切な設置。省エネ効率の高い最新のものを設置する。
（2） 燃料使用量の削減
・ ボイラー、ストーブ、温水器などは、余熱を活用し、運転時間を短縮。
・ 断熱シート、パッキンを利用した冷気の遮断、暖気の放出防止。
（3） ガス使用量の削減
・ ガス給湯器、シャワー等の適切な温度設定。

エコオフィス実践の取組（廃棄物編）

1　職員の取組
（1） リデュース（ごみの発生抑制）
・ 庁舎内、出張先でのマイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイ箸の使用。
・ コピー後の印刷設定のクリアを徹底により、ミスコピーの防止。
・ コピー用紙の廃棄方法を確認し、リサイクルに対応する処理方法を優先して行う。
・ 特に必要な情報がない場合、メール本文は印刷しない。
・ 歯磨き時など節水の徹底。
（2） リユース（再使用）
・ ボールペンや修正テープ、詰め替えて再使用。蛍光ペンはインクを補充して使用。
・ 片面使用のコピー紙は、メモ紙や再印刷用として再使用。
（3） リサイクル（ごみの再生利用）
・ コピー用紙、プラスチック、ペットボトル、缶等の分別を徹底。
・ それぞれの廃棄方法を確認し、リサイクルに対応する処理方法を優先して行う。
（4） その他
・ 家庭、地域で環境保全の取組を実践。
2　所属の取組
（1） リデュース（ごみの発生抑制）
・ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等を防止。
・ 備品の点検、診断等を定期的に行い、長寿命化。
・ 啓発物の送付先は厳選し、必要な個数を発注。
・ 集約印刷や、両面コピーを徹底。
・ コピー機の用紙補充は、裏面使用済み用紙を優先的に使用。
・ 資料の簡素化、封筒は、外部のみ紙ファイルを使用。
・ 回覧物は、デスクネッツを使用し回覧。
・ 配布される印刷物で不要なものは、発送元に送付の中止の依頼。
・ 庁内照会、回答文書のかがみ文、FAX送信状は可能な限り省略して印刷する。
・ リース、レンタルを活用し効率の良い利用を推進する。
・ 公用車を洗車する際は、バケツに溜めて行うなどの節水を徹底する。
・ 蛇口にシャワーヘッドを接続して使用。
・ 節水ラベルを添付するなど節水を呼び掛け。
・ 蛇口に節水コマの設置。
（2） リユース（再使用）
・ 不必要になった備品は、デスクネッツ掲示板の物品交換情報を利用し、管理換えを推進。
・ 期間終了したポスター等掲示物を名刺に再利用。
・ 詰め替え可能な文具類及び洗剤等の使用を推進し、容器類の再利用。
（3） リサイクル（ごみの再生利用）
・ 使用済みファイルは、再使用やプラスチック部を除いたリサイクルの徹底。
・ シュレッダー及び溶解処理の活用。

グリーン購入調達品目等一覧

1 「調達目標」は、各品目の調達総量（金額）に占める基準を満たす物品等の調達割合、調達件数等とする。

2 下記の判断基準にかかわらず、「うつくしま、エコ・リサイクル製品」は基準に適合するものとして扱う。

3 判断基準は、「うつくしまグリーン購入実施要綱及びうつくしまグリーン購入ガイドライン（特定調達品目と判断基準等）について」及び国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づくものであることから、詳細は同方針の判断基準を参照すること。国の同方針についてはデータベースに掲載。

（全庁データベース → 生活環境部 → 環境共生総室 → 環境共生課 → エコオフィス情報 → エコオフィス実践計画（期間：R4～R12） → グリーン購入）

1 特定調達品目及び調達目標

分野	品目		調達目標
紙類	情報用紙		
		コピー用紙	100%
		フォーム用紙	100%
		インクジェットカラープリンター用塗工紙（写真用の光沢紙を除く）	99%
	印刷用紙		
		塗工されていない印刷用紙	99%
		塗工されている印刷用紙	98%
	衛生用紙		
		トイレットペーパー	100%
		ティッシュペーパー	100%
文具類	筆記具		99%
		シャープペンシル	
		シャープペンシル替芯	
		ボールペン	
		マーキングペン	
		鉛筆	
	印章・スタンプ台		
		スタンプ台	
		朱肉	
		印章セット	
		ゴム印	
		回転ゴム印	
		印箱	
		公印	
	図案・製図用具		
		定規	
	一般事務用品		
		トレー	
		消しゴム	
		ステープラー(汎用型)	
		ステープラー（汎用型以外）	
		ステープラー針リムーバー	
		連射式クリップ（本体）	
		事務用修正具（テープ）	
		事務用修正具（液状）	
		クラフトテープ	
		布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む）	
		両面粘着紙テープ	
		製本テープ	
		ブックスタンド	
		ペンスタンド	
		クリップケース	
		はさみ	99%
		マグネット（玉）	
		マグネット（バー）	
		テープカッター	
		パンチ（手動）	
		モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
		紙めくりクリーム	
		鉛筆削（手動）	
		ＯＡクリーナー(ｳｪｯﾄﾀｲﾌﾟ)	
		ＯＡクリーナー(液ﾀｲﾌﾟ)	
		ダストブロワー	
		レターケース	
		メディアケース	
		マウスパット	
		ＯＡフィルター（枠あり）	
		丸刃式紙裁断機	
		カッターナイフ	
		カッティングマット	
		デスクマット	
		ＯＨＰフィルム	
	絵画用品等		
		絵筆	
		絵の具	
		墨汁	
	事務用のり		
		のり（液状）（補充用を含む）	
		のり（澱粉のり）（補充用を含む）	
		のり（固形）	
		のり（テープ）	
	ファイル・バインダー類		
		ファイル	
		クリアーホルダー	
		クリアーファイル	
		バインダー	
		ファイリング用品	
		アルバム	
		つづりひも	
		カードケース	
	紙製品		
		事務用封筒（紙製）	
		窓付き封筒（紙製）	
		けい紙	
		ノート	
		パンチラベル	
		タックラベル	
		インデックス	
		付箋紙	
	その他		
		付箋フィルム	
		黒板拭き	
		ホワイトボード用イレーザー	
		額縁	
		テープ印字機等用カセット	
		テープ印字機等用テープ	
		ごみ箱	
		リサイクルボックス	

分野	品目	調達目標
	缶・ボトルつぶし機（手動）	
	名札（机上用）	
	名札（衣服取付型・首下げ型）	
文具類	鍵かけ（フックを含む）	99%
	チョーク	
	グラウンド用白線	
	梱包用バンド	
	文書置替ケース	
	起案用紙・出勤簿等県関係諸用紙	
	測量野帳	
オフィス家具等	いす	99%
	机	
	棚	
	収納用什器（棚以外）	
	ローパーティション	
	コートハンガー	
	傘立て	
	掲示板	
	黒板	
	ホワイトボード	
	個室ブース	
	ディスプレイスタンド	
ＯＡ機器	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	99%
	電子計算機	
	プリンタ等	
	プリンタ、プリンタ複合機	
	ファクシミリ	
	スキャナ	
	磁気ディスク装置	
	ディスプレイ	
	シュレッダー	
	デジタル印刷機	
	記録用メディア	
	一次電池又は小形充電式電池（災害備蓄目的で購入するものも含む）	
	電子式卓上計算機	
	カートリッジ等	
	トナーカートリッジ	
	インクカートリッジ	
	掛時計	
	プロジェクタ	
移動電話	携帯電話	100%
	ＰＨＳ	
	スマートフォン	
家電製品	電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫）	100%
	テレビジョン受信機	
	電気便座	
	電子レンジ	
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	100%
	家庭用エアコンディショナー	
	業務用エアコンディショナー	
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	
	ストーブ	
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	100%
	ガス温水機器	
	石油温水機器	
	ガス調理機器	
照明	照明器具	96%
	ＬＥＤ照明器具	
	ＬＥＤを光源とした内照式表示灯	
	ランプ	
	電球形LEDランプ	
自動車	乗用車	100%
	小型バス	
	小型貨物車	
	バス等	
	トラック等	
	トラクタ	
	乗用車用タイヤ	99%
	２サイクルエンジン油	97%
消火器	消火器	100%
制服･作業服	制服・作業服・帽子･靴	99%
インテリア・寝装寝具	カーテン等	99%
	カーテン	
	布製ブラインド	
	金属製ブラインド	
	カーペット	
	タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット	
	毛布等	
	毛布（災害備蓄目的で購入するものも含む）	
	ふとん	
	ベッド	
	ベッドフレーム	
	マットレス	
作業手袋	作業手袋（災害備蓄目的で購入するものも含む）	100%
その他繊維製品	テント・シート類	100%
	集会用テント（災害備蓄目的で購入するものも含む）	
	ブルーシート（災害備蓄目的で購入するものも含む）	
	防球ネット	
	旗・のぼり・幕類	93%
	旗	
	のぼり	
	幕	
	モップ	
災害備蓄用品	災害備蓄用品（飲料水）	100%
	ペットボトル飲料水	
	災害備蓄用品（食料）	100%
	アルファ化米	
	保存パン	
	乾パン	
	レトルト食品等	
	栄養調整食品	
	フリーズドライ食品	
	災害備蓄用品（生活用品・資材）	
	備蓄用作業服	
	非常用携帯燃料	
	携帯発電機	
	非常用携帯電源	
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	99%

2　｢１｣以外の特定調達品目及び調達目標

分野	品目	調達目標
設備	太陽光発電システム	－
	太陽熱利用システム	
	地中熱利用システム	
	燃料電池	
	エネルギー管理システム	

分野	品目	調達目標
	生ゴミ処理機	
	節水機器	
	給水栓	
	テレワーク用ライセンス	
設備	Web会議システム	―
	日射調整フィルム	
	低放射フィルム	
公共工事（資材）	盛土材等	―
	建設汚泥から再生した処理土	
	土工用水砕スラグ	
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
	地盤改良材	
	地盤改良用製鋼スラグ	
	コンクリート用スラグ骨材	
	高炉スラグ骨材	
	フェロニッケルスラグ骨材	
	銅スラグ骨材	
	電気炉酸化スラグ骨材	
	アスファルト混合物	
	再生加熱アスファルト混合物	
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	中温化アスファルト混合物	
	路盤材	
	鉄鋼スラグ混入路盤材	
	再生骨材等	
	小径丸太材	
	間伐材	
	混合セメント	
	高炉セメント	
	フライアッシュセメント	
	セメント	
	エコセメント	
	コンクリート及びコンクリート製品	
	透水性コンクリート	
	鉄鋼スラグ水和固化体	
	鉄鋼スラグブロック	
	吹付けコンクリート	
	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
	塗料	
	下塗用塗料（重防食）	
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
	高日射反射率塗料	
	防水	
	高日射反射率防水	
	舗装材	
	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
	園芸資材	
	バークたい肥	
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
	道路照明	
	LED道路照明	
	中央分離帯ブロック	
	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
	タイル	
	セラミックタイル	
	建具	
	断熱サッシ・ドア	
	製材等	
	製材	
	集成材	
公共工事（資材）	合板	―
	単板積層材	
	直交集成板	
	フローリング	
	フローリング	
	再生木質ボード	
	パーティクルボード	
	繊維板	
	木質系セメント板	
	木材・プラスチック再生複合材製品	
	ビニル系床材	
	ビニル系床材	
	断熱材	
	断熱材	
	照明機器	
	照明制御システム	
	変圧器	
	変圧器	
	空調用機器	
	吸収冷温水機	
	氷蓄熱式空調機器	
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
	送風機	
	ポンプ	
	配管材	
	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	衛生機器	
	自動水栓	
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	大便器	
	コンクリート用型枠	
	再生材料を使用した型枠	
	合板型枠	
公共工事（建設機械）	排出ガス対策型建設機械	―
	低騒音型建設機械	
公共工事（工法）	建設発生土有効利用工法	―
	低品質土有効利用工法	
	建設汚泥再生処理工法	
	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装（表層）	
	路上表層再生工法	
	舗装（路盤）	
	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	
	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	山留め工法	
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
公共工事（目的物）	舗装	―
	排水性舗装	
	透水性舗装	

分野	品目	調達目標
	屋上緑化	
	屋上緑化	
	自然公園施設整備	
	自然公園施設整備	
役務	省エネルギー診断	－
	印刷	97%
役務	食堂	－
	自動車専用タイヤ更生	
	自動車整備	
	庁舎管理	
	植栽管理	
	加煙試験	
	清掃	
	タイルカーペット洗浄	
	機密文書処理	
	害虫防除	
	輸配送	
	旅客輸送	
	庁舎等において営業を行う小売業務	
	クリーニング	
	飲料自動販売機設置	
	引越輸送	
	会議運営	
	印刷機能等提供業務	

ふくしまエコイベントチェックシート

※ 計画・実施欄に、「〇（実施）」、「×（今回は実施しない）」、「／（該当しない）」を記載してください。

取組項目	Step		取 組 内 容	計画	実施
(1)自然環境への配慮	Step1（必須）	①	可能な範囲で、イベントの開催が自然環境へどのような影響を与えるのかを考えます。		
		②	会場は、既存施設を活用し、自然環境への影響を最小限にします。		
		③	植樹、魚の放流等を行う場合は、生態系への影響に配慮します。		
		④	自然公園や自然環境保全地域等を利用するときは、その規則を守ります。		
		⑤	事前に会場周辺の生態系を確認します。自然や生物の環境にはできるだけ手を加えません。		
	Step2（努力）	①	施設を設置する場合は、自然環境に配慮した資材や工法を採用します。		
		②	施設を設置する場合は、会場周辺の景観に配慮します。		
		③	自然や生物の環境に手を加えたところについては、原状回復を図ります。		
		④	ＮＰＯ法人やボランティア等の協力を得るなどして、参加者が自然に学び、ふれあう機会を創ります。		
	上記以外の取組				
(2)ごみ減量化・リサイクル	Step1（必須）	①	チラシや資料、啓発資材等は配付数を十分検討して、無駄のないように必要数を作成します。		
		②	余ったチラシや資料等は再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）します。		
		③	参加者に、マイバッグ、マイボトル、マイ食器の利用や簡易包装を呼び掛けます。		
		④	飲食物、土産品等に対する過剰な包装や袋の配布等を抑制します。		
		⑤	参加者に、ごみの持ち帰り、減量化、分別等の協力を求めます。		
		⑥	ごみは、会場がある市町村のルールに従って分別します。		
	Step2（努力）	①	飲料を提供する場合は、ワンウェイの製品及び容器包装を使用しません。		
		②	繰り返し利用可能な容器等を使用したり、容器包装の返却・回収したりします。		
		③	飲食物を提供する際は、提供する飲食物の量を調節可能とすることなどにより、食品ロスが発生しないように努めます。		
		④	ごみ箱を管理するスタッフを置き、ごみの分別方法等を説明します。		
		⑤	ワンウェイのプラスチック製買い物袋は、25%以上を環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチック等のグリーン購入法の判断の基準を満たしたものを使用します。		
		⑥	プラスチック製のごみ袋は、再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上を使用する等のグリーン購入法の判断の基準を満たしたごみ袋を使用します。（会場がある市町村のルールに指定がない場合）		
		⑦	マイバッグ、マイボトル、マイ箸等の持参により環境配慮に協力している参加者へ特典を与えます。		
		⑧	食品廃棄物やイベント資材の再生利用（リサイクル）、再生材使用（Renewable）等に取り組みます。		
	上記以外の取組				
(3)交通による環境負荷対策	Step1（必須）	①	会場は、可能な限り公共交通機関の利用に配慮して選定します。		
		②	公共交通機関等や自転車など環境負荷の少ない手段による来場を呼びかけます。		
		③	自動車の効率的な利用（相乗り等）を呼びかけます。		
		④	エコドライブを呼びかけます。		
	Step2（努力）	①	パーク・アンド・ライド環境の整備やシャトルバスの活用により、効率的な交通手段を用意します。		
		②	効率的な自動車の誘導、交通経路の情報提供等を実施するとともに、必要に応じて交通規制を行います。		
		③	交通渋滞によるエネルギーロスを減らすため、イベント開催時間に配慮します。		
		④	自転車・公共交通機関の利用、自動車の相乗りなど、環境配慮に協力している参加者に対して特典を与えます。		
		⑤	電動車などの環境性能に優れた自動車を活用します。		
		⑥	イベントの目的に応じて、オンライン配信等を活用します。		
	上記以外の取組				
(4)省資源・省エネルギー	Step1（必須）	①	チラシや資料、啓発資材等は配付部数を十分検討して、無駄のないように必要部数を作成します。（再掲）		
		②	照明の適正化や空調の温度調整によりエネルギー消費をできるだけ少なくします。		
		③	参加者に省資源・省エネルギーへの協力を呼びかけます。		
		④	物品等の購入にあたっては、環境に配慮した商品（エコマーク、グリーンマーク商品等）の購入に努めます。		
		⑤	インターネット等を活用して、資源を節約したＰＲを行います。		
		⑥	主催者は、エコドライブを行います。		
	Step2（努力）	①	施設の設置にあたっては、間伐材を利用したり、高断熱、自然採光等の省エネ工法を活用します		
		②	節水型トイレや雨水利用システム等の省資源型設備を導入します。		
		③	会場内の照明や移動手段の動力源等に、太陽光発電や生ごみ発電等の再生可能エネルギーを活用します。		
		④	グリーン電力利用又はグリーン電力商品の購入に努めます。		
		⑤	カーボン・オフセットの実施に努めます。		
		⑥	資材、物品等はできるだけ地域で生産されたものを調達するよう心がけるとともに、イベントの講師等には地域で活動する方を積極的に活用します。		
		⑦	自動車により資機材の搬送を行う場合は、可能な限り電動車などの環境性能に優れた自動車を使用します。		
	上記以外の取組				
(5)参加者への普及啓発	Step1（必須）	①	環境に配慮したイベントであることを積極的にＰＲします。		
		②	環境配慮の内容を参加者にわかりやすく示し、協力を求めます。		
	Step2（努力）	①	参加者自らが環境への配慮を体験できるようにします。		
		②	参加者に各種環境関連情報を積極的に提供します。		
		③	ＮＰＯ法人やボランティア団体等と連携し、参加者が環境について学ぶ機会を提供します。		
	上記以外の取組				
(6)環境配慮を推進する運営体制	Step1（必須）	①	環境に配慮したイベントとすることを宣言し、計画（取組項目、内容等）を立てます。		
		②	環境配慮を推進する責任者を決めて、進行管理を行います。		
		③	スタッフや出展者等に取組項目等を事前に説明し、環境配慮の徹底を図ります。		
		④	取組結果をチェックして、常にステップアップを図ります。		
		⑤	参加者に対し、環境負荷低減に資するため、公共交通機関の利用、クールビズ及びウォームビズ、筆記具等の持参等の取組を奨励します。		
	Step2（努力）	①	取組内容や成果を積極的にＰＲし、他のイベントにおける環境配慮に貢献します。		
		②	ＮＰＯ法人やボランティア団体等との連携・協働を図ります。		
		③	ユニバーサルデザインの考え方に基づいた運営を行います。		
		④	会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用し、また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たす物品を購入します。		
		⑤	ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行います。		
		⑥	資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されているものを使用します。		
	上記以外の取組				
その他の取組					

（資料6）

○年度（部局等名）取組方針

ふくしまエコオフィス実践計画の環境方針に基づき、以下のとおり部局等の取組方針を定め、
環境負荷低減の取組を推進します。

【削減目標】

項目名	2013年度	○年度-2	○年度	2013年度比	○年度-2
温室効果ガス排出量(kg-CO2)					
電気使用量(kWh)					
重油使用量(t)					
灯油使用量(t)					
都市ガス使用量(m3)					
LPガス使用量(m3)					
ガソリン使用量(L)					
軽油使用量(L)					
上水使用量(m3)					
コピー用紙等印刷用紙(枚)					
廃棄物排出量(kg)					
リサイクル率(%)				—	—
グリーン購入(%)			調達目標以上	—	—

【県の脱炭素化に向けて特に取り組むこと】

（資料7）

（所属名） 取組目標

〈（西暦）年度〉

ふくしまエコオフィス実践計画に定める目標を達成するため、下記のとおり
目標及び取組内容を設定し、環境負荷低減に取り組みます。

温室効果ガスの排出量の削減目標　2013年度比　　％

（参考）　【県全体の目標】

（西暦）年度の目標					
温室効果ガスの総排出量　基準年度（2013年度）比　〇〇％					
個別目標　基準年度（2013年度）比					
電気使用量		重油使用量		灯油使用量	
都市ガス使用量		LPガス使用量		ガソリン使用量	
軽油使用量					
上水使用量		廃棄物総量		コピー用紙使用量	
リサイクル率		グリーン購入			

項　目		本年度の目標（2013年度比）	取組内容
庁舎管理に伴うエネルギー等	電気使用量	%	
	A重油使用量	%	
	灯油使用量	%	
	都市ガス使用量	%	
	LPガス使用量	%	
	上水使用量	%	
	廃棄物総量	%	
	リサイクル率（リサイクル量/廃棄物総量）	%以上	
事務事業に伴うエネルギー等	コピー用紙使用量	%	
	ガソリン使用量	%	
	軽油使用量	%	
	グリーン購入	グリーン購入調達目標以上	
	（所属独自で使用する燃料等について記載）	%	
その他	（その他所属独自の項目）		
	（その他所属独自の項目）		

（資料8）

（所属名） 取組実績

〈（西暦）年度〉

ふくしまエコオフィス実践計画に定める目標を達成するため、下記のとおり取組み、
環境負荷低減に努めました。

温室効果ガスの排出量の削減目標　2013年度比　　％

（参考）　【県全体の目標】

（西暦）年度の目標					
温室効果ガスの総排出量　基準年度（2013年度）比　〇〇％					
個別目標　基準年度（2013年度）比					
電気使用量		重油使用量		灯油使用量	
都市ガス使用量		LPガス使用量		ガソリン使用量	
軽油使用量					
上水使用量		廃棄物総量		コピー用紙使用量	
リサイクル率		グリーン購入	調達目標以上		

項　目		本年度の目標（2013年度比）	本年度の実績（2013年度比）	重点的に取り組んだ内容
庁舎管理に伴うエネルギー等	電気使用量	%	%	
	A重油使用量	%	%	
	灯油使用量	%	%	
	都市ガス使用量	%	%	
	LPガス使用量	%	%	
	上水使用量	%	%	
	廃棄物総量	%	%	
	リサイクル率（リサイクル量/廃棄物総量）	%以上	%以上	
事務事業に伴うエネルギー等	コピー用紙使用量	%	%	
	ガソリン使用量	%	%	
	軽油使用量	%	%	
	グリーン購入	グリーン購入調達目標以上	グリーン購入調達目標以上	
	（所属独自で使用する燃料等について記載）	%	%	
その他	（その他所属独自の項目）			
	（その他所属独自の項目）			

（資料9）

エコオフィス機関一覧（2026年度）

※注：次の合同庁舎の「電気や庁舎管理に伴うエネルギー等」の報告は、各地方振興局長等がとりまとめて報告してください。
なお、各合同庁舎内に所在する各事務所等の「コピー用紙やガソリン等の事務事業に伴うエネルギー等」については、各事務所等が各部局等の筆頭総室筆頭課へ報告してください。

1 県北地方振興局の所在する合同庁舎、伊達合同庁舎、二本松合同庁舎 → 県北地方振興局
2 郡山合同庁舎、三春合同庁舎 → 県中地方振興局長
3 白河合同庁舎、棚倉合同庁舎 → 県南地方振興局長
4 会津若松合同庁舎 → 会津地方振興局長
5 喜多方合同庁舎 → 喜多方建設事務所長
6 南会津合同庁舎 → 南会津地方振興局長
7 南相馬合同庁舎、富岡合同庁舎 → 相双地方振興局長
8 いわき合同庁舎 → いわき地方振興局長

No	部局名	機関名	出張所等	庁舎管理責任者の配置	機関の所在する庁舎の庁舎管理責任者	合庁等	提出先（取りまとめ機関）
1	総務部	知事公室			施設管理課長	本・西・北庁舎	財務総室総務課
2	総務部	財務総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	財務総室総務課
3	総務部	人事総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	財務総室総務課
4	総務部	人事総室	健康推進室、職員相談室		施設管理課長	自治会館	財務総室総務課
5	総務部	文書管財総室		●		本・西・北庁舎	財務総室総務課
6	総務部	市町村総室	(選挙管理委員会含む)		施設管理課長	本・西・北庁舎	財務総室総務課
7	総務部	県北地方振興局		●			財務総室総務課
8	総務部	県北地方振興局	吉倉出張所		県北地方振興局長		県北地方振興局
9	総務部	県中地方振興局		●		郡山合庁	財務総室総務課
10	総務部	県南地方振興局		●		白河合庁	財務総室総務課
11	総務部	会津地方振興局		●		会津若松合庁	財務総室総務課
12	総務部	南会津地方振興局		●		南会津合庁	財務総室総務課
13	総務部	相双地方振興局		●		南相馬合庁	財務総室総務課
14	総務部	いわき地方振興局		●		いわき合庁	財務総室総務課
15	総務部	いわき地方振興局	内郷出張所		いわき地方振興局長		いわき地方振興局
16	総務部	東京事務所		●			財務総室総務課
17	総務部	大阪事務所		●			財務総室総務課
18	総務部	北海道事務所		●			財務総室総務課

No	部局名	機関名	出張所等	庁舎管理責任者の配置	機関の所在する庁舎の庁舎管理責任者	合庁等	提出先（取りまとめ機関）
19	総務部	名古屋事務所		●			財務総室総務課
20	危機管理部	危機管理総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	危機管理総室危機管理課
21	危機管理部	消防防災航空センター		●			危機管理総室危機管理課
22	危機管理部	消防学校			消防学校長		危機管理総室危機管理課
23	企画調整部	企画調整総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	企画調整総室企画調整課
24	企画調整部	地域づくり総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	企画調整総室企画調整課
25	企画調整部	情報統計総室			施設管理課長	自治会館	企画調整総室企画調整課
26	企画調整部	避難地域復興局			施設管理課長	本・西・北庁舎	企画調整総室企画調整課
27	企画調整部	文化スポーツ局			施設管理課長	本・西・北庁舎	企画調整総室企画調整課
28	企画調整部	ふたば振興事務所			相双地方振興局長	富岡合庁	企画調整総室企画調整課
29	生活環境部	生活環境総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	生活環境総室生活環境総務課
30	生活環境部	生活環境総室	消費生活課		施設管理課長	自治会館	生活環境総室生活環境総務課
31	生活環境部	生活環境総室	旅券室			コラッセふくしま	生活環境総室生活環境総務課
32	生活環境部	生活環境総室	只見線管理事務所	●			生活環境総室生活環境総務課
33	生活環境部	環境共生総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	生活環境総室生活環境総務課
34	生活環境部	環境保全総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	生活環境総室生活環境総務課
35	生活環境部	環境創造センター		●			生活環境総室生活環境総務課
36	生活環境部	環境創造センター	野生生物共生センター				生活環境総室生活環境総務課
37	生活環境部	環境創造センター	環境放射線センター				生活環境総室生活環境総務課
38	生活環境部	環境創造センター	福島支所				生活環境総室生活環境総務課
39	保健福祉部	保健福祉総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	保健福祉総室保健福祉総務課
40	保健福祉部	生活福祉総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	保健福祉総室保健福祉総務課
41	保健福祉部	健康衛生総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	保健福祉総室保健福祉総務課
42	保健福祉部	こども未来局			施設管理課長	本・西・北庁舎	保健福祉総室保健福祉総務課
43	保健福祉部	県北保健福祉事務所（県北保健所）		●			保健福祉総室保健福祉総務課
44	保健福祉部	県中保健福祉事務所（県中保健所）		●			保健福祉総室保健福祉総務課
45	保健福祉部	県南保健福祉事務所（県南保健所）		●			保健福祉総室保健福祉総務課
46	保健福祉部	会津保健福祉事務所（会津保健所）		●			保健福祉総室保健福祉総務課
47	保健福祉部	南会津保健福祉事務所（南会津保健所）		●			保健福祉総室保健福祉総務課
48	保健福祉部	相双保健福祉事務所（相双保健所）		（●）		一部南相馬合庁	保健福祉総室保健福祉総務課
49	保健福祉部	相双保健福祉事務所（相双保健所）	いわき出張所		いわき地方振興局長	いわき合庁	保健福祉総室保健福祉総務課
50	保健福祉部	中央児童相談所		●			保健福祉総室保健福祉総務課
51	保健福祉部	県中児童相談所			県中地方振興局長		保健福祉総室保健福祉総務課

No	部局名	機関名	出張所等	庁舎管理責任者の配置	機関の所在する庁舎の庁舎管理責任者	合庁等	提出先（取りまとめ機関）
52	保健福祉部	県中児童相談所	*（白河相談室）*				
53	保健福祉部	会津児童相談所		●			保健福祉総室保健福祉総務課
54	保健福祉部	会津児童相談所	*（南会津相談室）*				
55	保健福祉部	浜児童相談所		●			保健福祉総室保健福祉総務課
56	保健福祉部	浜児童相談所	*（南相馬相談室）*				
57	保健福祉部	食肉衛生検査所		●			保健福祉総室保健福祉総務課
58	保健福祉部	動物愛護センター		●			保健福祉総室保健福祉総務課
59	保健福祉部	動物愛護センター	会津支所				
60	保健福祉部	動物愛護センター	相双支所				
61	保健福祉部	障がい者総合福祉センター			施設管理課長	本・西・北庁舎	保健福祉総室保健福祉総務課
62	保健福祉部	福島学園		●			保健福祉総室保健福祉総務課
63	保健福祉部	大笹生学園		●			保健福祉総室保健福祉総務課
64	保健福祉部	総合療育センター		●			保健福祉総室保健福祉総務課
65	保健福祉部	女性のための相談支援センター		●			保健福祉総室保健福祉総務課
66	保健福祉部	精神保健福祉センター					保健福祉総室保健福祉総務課
67	保健福祉部	衛生研究所		●			保健福祉総室保健福祉総務課
68	保健福祉部	衛生研究所	（県中支所）				保健福祉総室保健福祉総務課
69	保健福祉部	衛生研究所	（会津若松支所）				保健福祉総室保健福祉総務課
70	商工労働部	商工労働総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	商工労働総室商工総務課
71	商工労働部	産業振興総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	商工労働総室商工総務課
72	商工労働部	観光交流局			施設管理課長	本・西・北庁舎	商工労働総室商工総務課
73	商工労働部	計量検定所			施設管理課長	本・西・北庁舎	商工労働総室商工総務課
74	商工労働部	テクノアカデミー郡山		●			商工労働総室商工総務課
75	商工労働部	テクノアカデミー会津		●			商工労働総室商工総務課
76	商工労働部	テクノアカデミー浜		●			商工労働総室商工総務課
77	商工労働部	ハイテクプラザ		●			商工労働総室商工総務課
78	商工労働部	ハイテクプラザ	会津若松技術支援センター		ハイテクプラザ所長		ハイテクプラザ所長
79	商工労働部	ハイテクプラザ	南相馬技術支援センター		ハイテクプラザ所長		ハイテクプラザ所長
80	農林水産部	農林水産総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	農林水産総室農林総務課
81	農林水産部	農業支援総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	農林水産総室農林総務課
82	農林水産部	生産流通総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	農林水産総室農林総務課
83	農林水産部	農村整備総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	農林水産総室農林総務課
84	農林水産部	森林林業総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	農林水産総室農林総務課

No	部局名	機関名	出張所等	庁舎管理責任者の配置	機関の所在する庁舎の庁舎管理責任者	合庁等	提出先（取りまとめ機関）
85	農林水産部	県北農林事務所			施設管理課長	本・西・北庁舎	農林水産総室農林総務課
86	農林水産部	県北農林事務所	伊達農業普及所		県北地方振興局長	伊達合庁	農林水産総室農林総務課
87	農林水産部	県北農林事務所	安達農業普及所		県北地方振興局長	二本松合庁	農林水産総室農林総務課
88	農林水産部	県中農林事務所			県中地方振興局長	郡山合庁	農林水産総室農林総務課
89	農林水産部	県中農林事務所	田村農業普及所		県中地方振興局長	三春合庁	農林水産総室農林総務課
90	農林水産部	県中農林事務所	須賀川農業普及所				農林水産総室農林総務課
91	農林水産部	県南農林事務所			県南地方振興局長	白河合庁	農林水産総室農林総務課
92	農林水産部	県南農林事務所	森林林業部		県南地方振興局長	棚倉合庁	農林水産総室農林総務課
93	農林水産部	会津農林事務所			会津地方振興局	会津若松合庁	農林水産総室農林総務課
94	農林水産部	会津農林事務所	森林林業部		会津地方振興局	喜多方合庁	農林水産総室農林総務課
95	農林水産部	会津農林事務所	喜多方農業普及所		会津地方振興局	喜多方合庁	農林水産総室農林総務課
96	農林水産部	会津農林事務所	会津坂下農業普及所				農林水産総室農林総務課
97	農林水産部	会津農林事務所	会津坂下農業普及所（金山普及所）				農林水産総室農林総務課
98	農林水産部	会津農林事務所	会津坂下農業普及所（新宮川ダム管理所）				農林水産総室農林総務課
99	農林水産部	南会津農林事務所			南会津地方振興局長	南会津合庁	農林水産総室農林総務課
100	農林水産部	南会津農林事務所	（南郷普及所）		南会津地方振興局長		農林水産総室農林総務課
101	農林水産部	相双農林事務所			相双地方振興局長	南相馬合庁	農林水産総室農林総務課
102	農林水産部	相双農林事務所	双葉農業普及所				農林水産総室農林総務課
103	農林水産部	相双農林事務所	大柿ダム管理事務所		相双地方振興局長	南相馬合庁	農林水産総室農林総務課
104	農林水産部	相双農林事務所	富岡林業指導所		相双地方振興局長	富岡合庁	農林水産総室農林総務課
105	農林水産部	いわき農林事務所			いわき地方振興局長	いわき合庁	農林水産総室農林総務課
106	農林水産部	水産事務所			いわき地方振興局長	いわき合庁	農林水産総室農林総務課
107	農林水産部	県北家畜保健衛生所		●			農林水産総室農林総務課
108	農林水産部	中央家畜保健衛生所		●			農林水産総室農林総務課
109	農林水産部	会津家畜保健衛生所		●			農林水産総室農林総務課
110	農林水産部	相双家畜保健衛生所		●			農林水産総室農林総務課
111	農林水産部	農業総合センター		●			農林水産総室農林総務課
112	農林水産部	農業総合センター	果樹研究所		農業総合センター所長		農業総合センター
113	農林水産部	農業総合センター	畜産研究所		農業総合センター所長		農業総合センター
114	農林水産部	農業総合センター	畜産研究所沼尻分場		農業総合センター所長		農業総合センター
115	農林水産部	農業総合センター	会津地域研究所		農業総合センター所長		農業総合センター
116	農林水産部	農業総合センター	浜地域研究所		農業総合センター所長		農業総合センター
117	農林水産部	農業総合センター	浜地域農業再生研究センター		農業総合センター所長		農業総合センター

No	部局名	機関名	出張所等	庁舎管理責任者の配置	機関の所在する庁舎の庁舎管理責任者	合庁等	提出先（取りまとめ機関）
118	農林水産部	農業総合センター	農業短期大学校		農業総合センター所長		農業総合センター
119	農林水産部	病害虫防除所			農業総合センター所長		
120	農林水産部	林業研究センター		●			農林水産総室農林総務課
121	農林水産部	水産海洋研究センター		●			農林水産総室農林総務課
122	農林水産部	水産資源研究所		●			農林水産総室農林総務課
123	農林水産部	内水面水産試験場		●			農林水産総室農林総務課
124	土木部	土木総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	土木総室土木総務課
125	土木部	企画技術総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	土木総室土木総務課
126	土木部	道路総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	土木総室土木総務課
127	土木部	河川港湾総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	土木総室土木総務課
128	土木部	都市総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	土木総室土木総務課
129	土木部	建築総室			施設管理課長	本・西・北庁舎	土木総室土木総務課
130	土木部	建築総室	（建築指導課分室）		施設管理課長	自治会館	土木総室土木総務課
131	土木部	県北建設事務所			施設管理課長	本・西・北庁舎	土木総室土木総務課
132	土木部	県北建設事務所	保原土木事務所		県北地方振興局長	伊達合庁	土木総室土木総務課
133	土木部	県北建設事務所	二本松土木事務所		県北地方振興局長	二本松合庁	土木総室土木総務課
134	土木部	県中建設事務所			県中地方振興局長		土木総室土木総務課
135	土木部	県中建設事務所	三春土木事務所		県中地方振興局長	三春合庁	土木総室土木総務課
136	土木部	県中建設事務所	須賀川土木事務所				土木総室土木総務課
137	土木部	県中建設事務所	石川土木事務所				土木総室土木総務課
138	土木部	県中建設事務所	あぶくま高原道路管理事務所				土木総室土木総務課
139	土木部	県南建設事務所			県南地方振興局長	白河合庁	土木総室土木総務課
140	土木部	県南建設事務所	棚倉土木事務所		県南地方振興局長	棚倉合庁	土木総室土木総務課
141	土木部	会津若松建設事務所			会津地方振興局長	会津若松合庁	土木総室土木総務課
142	土木部	会津若松建設事務所	宮下土木事務所				土木総室土木総務課
143	土木部	喜多方建設事務所		●		喜多方合庁	土木総室土木総務課
144	土木部	喜多方建設事務所	猪苗代土木事務所				土木総室土木総務課
145	土木部	喜多方建設事務所	大峠・日中総合管理事務所				土木総室土木総務課
146	土木部	南会津建設事務所			南会津地方振興局長	南会津合庁	土木総室土木総務課
147	土木部	南会津建設事務所	山口土木事務所		南会津地方振興局長		土木総室土木総務課
148	土木部	相双建設事務所			相双地方振興局長	南相馬合庁	土木総室土木総務課
149	土木部	相双建設事務所	富岡土木事務所	●			土木総室土木総務課
150	土木部	いわき建設事務所			いわき地方振興局長	いわき合庁	土木総室土木総務課

No	部局名	機関名	出張所等	庁舎管理責任者の配置	機関の所在する庁舎の庁舎管理責任者	合庁等	提出先（取りまとめ機関）
151	土木部	いわき建設事務所	勿来土木事務所				土木総室土木総務課
152	土木部	いわき建設事務所	鮫川水系ダム管理事務所				土木総室土木総務課
153	土木部	相馬港湾建設事務所		●			土木総室土木総務課
154	土木部	小名浜港湾建設事務所		●			土木総室土木総務課
155	土木部	福島空港事務所		●			土木総室土木総務課
156	土木部	県北流域下水道建設事務所		●			土木総室土木総務課
157	土木部	県中流域下水道建設事務所		●			土木総室土木総務課
158	出納局	出納局			施設管理課長	本・西・北庁舎	出納局出納総務課
159	企業局	企業局			施設管理課長	本・西・北庁舎	企業局企業総務課
160	企業局	企業局いわき事業所		●	いわき事業所長		企業局企業総務課
161	議会事務局	議会事務局総務課			施設管理課長	本・西・北庁舎	議会事務局総務課
162	議会事務局	議会事務局議事課			施設管理課長	本・西・北庁舎	議会事務局総務課
163	議会事務局	議会事務局政務調査課			施設管理課長	本・西・北庁舎	議会事務局総務課
164	病院局	病院局		●		自治会館	病院局病院経営課
165	病院局	ふくしま医療センターこころの杜		●			病院局病院経営課
166	病院局	宮下病院		●			病院局病院経営課
167	病院局	南会津病院		●			病院局病院経営課
168	病院局	ふたば医療センター	附属病院	●			病院局病院経営課
169	病院局	ふたば医療センター	附属ふたば復興診療所	●			病院局病院経営課
170	教育庁	教育総務課			施設管理課長	本・西・北庁舎	教育総務総室教育総務課
171	教育庁	財務課			施設管理課長	本・西・北庁舎	教育総務総室教育総務課
172	教育庁	職員課			施設管理課長	本・西・北庁舎	教育総務総室教育総務課
173	教育庁	福利課			施設管理課長	本・西・北庁舎	教育総務総室教育総務課
174	教育庁	社会教育課			施設管理課長	本・西・北庁舎	教育総務総室教育総務課
175	教育庁	文化財課			施設管理課長	本・西・北庁舎	教育総務総室教育総務課
176	教育庁	義務教育課			施設管理課長	本・西・北庁舎	教育総務総室教育総務課
177	教育庁	高校教育課			施設管理課長	本・西・北庁舎	教育総務総室教育総務課
178	教育庁	特別支援教育課			施設管理課長	本・西・北庁舎	教育総務総室教育総務課
179	教育庁	健康教育課			施設管理課長	本・西・北庁舎	教育総務総室教育総務課
180	教育庁	県北教育事務所			施設管理課長	本・西・北庁舎	教育総務総室教育総務課
181	教育庁	県中教育事務所			県中地方振興局長	郡山合庁	教育総務総室教育総務課
182	教育庁	県南教育事務所			県南地方振興局長	白河合庁	教育総務総室教育総務課
183	教育庁	会津教育事務所			会津地方振興局	会津若松合庁	教育総務総室教育総務課

No	部局名	機関名	出張所等	庁舎管理責任者の配置	機関の所在する庁舎の庁舎管理責任者	合庁等	提出先（取りまとめ機関）
184	教育庁	南会津教育事務所			南会津地方振興局長	南会津合庁	教育総務総室教育総務課
185	教育庁	相双教育事務所			相双地方振興局長	南相馬合庁	教育総務総室教育総務課
186	教育庁	いわき教育事務所			いわき地方振興局長	いわき合庁	教育総務総室教育総務課
187	教育庁	教育センター		●			教育総務総室教育総務課
188	教育庁	特別支援教育センター		●			教育総務総室教育総務課
189	教育庁	図書館			美術館長		教育総務総室教育総務課
190	教育庁	美術館		●			教育総務総室教育総務課
191	教育庁	博物館		●			教育総務総室教育総務課
192	教育庁	福島高等学校		●			教育総務総室教育総務課
193	教育庁	橘高等学校		●			教育総務総室教育総務課
194	教育庁	福島商業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
195	教育庁	福島明成高等学校		●			教育総務総室教育総務課
196	教育庁	福島工業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
197	教育庁	福島西高等学校		●			教育総務総室教育総務課
198	教育庁	福島北高等学校		●			教育総務総室教育総務課
199	教育庁	福島東高等学校		●			教育総務総室教育総務課
200	教育庁	福島南高等学校		●			教育総務総室教育総務課
201	教育庁	川俣高等学校		●			教育総務総室教育総務課
202	教育庁	伊達高等学校		●			教育総務総室教育総務課
203	教育庁	安達高等学校		●			教育総務総室教育総務課
204	教育庁	二本松実業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
205	教育庁	本宮高等学校		●			教育総務総室教育総務課
206	教育庁	安積高等学校		●			教育総務総室教育総務課
207	教育庁	安積中学校		●			教育総務総室教育総務課
208	教育庁	安積黎明高等学校		●			教育総務総室教育総務課
209	教育庁	郡山東高等学校		●			教育総務総室教育総務課
210	教育庁	郡山商業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
211	教育庁	郡山北工業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
212	教育庁	郡山高等学校		●			教育総務総室教育総務課
213	教育庁	あさか開成高等学校		●			教育総務総室教育総務課
214	教育庁	湖南高等学校		●			教育総務総室教育総務課
215	教育庁	須賀川創英館高等学校		●			教育総務総室教育総務課
216	教育庁	須賀川桐陽高等学校		●			教育総務総室教育総務課

No	部局名	機関名	出張所等	庁舎管理責任者の配置	機関の所在する庁舎の庁舎管理責任者	合庁等	提出先（取りまとめ機関）
217	教育庁	清陵情報高等学校		●			教育総務総室教育総務課
218	教育庁	岩瀬農業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
219	教育庁	光南高等学校		●			教育総務総室教育総務課
220	教育庁	白河高等学校		●			教育総務総室教育総務課
221	教育庁	白河旭高等学校		●			教育総務総室教育総務課
222	教育庁	白河実業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
223	教育庁	修明高等学校		●			教育総務総室教育総務課
224	教育庁	石川高等学校		●			教育総務総室教育総務課
225	教育庁	田村高等学校		●			教育総務総室教育総務課
226	教育庁	あぶくま柏鵬高等学校		●			教育総務総室教育総務課
227	教育庁	あぶくま柏鵬高等学校	小野校舎		あぶくま柏鵬高等学校長		教育総務総室教育総務課
228	教育庁	会津高等学校		●			教育総務総室教育総務課
229	教育庁	葵高等学校		●			教育総務総室教育総務課
230	教育庁	会津学鳳高等学校		●			教育総務総室教育総務課
231	教育庁	会津学鳳中学校		●			教育総務総室教育総務課
232	教育庁	若松商業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
233	教育庁	会津工業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
234	教育庁	喜多方高等学校		●			教育総務総室教育総務課
235	教育庁	喜多方桐桜高等学校		●			教育総務総室教育総務課
236	教育庁	猪苗代高等学校		●			教育総務総室教育総務課
237	教育庁	西会津高等学校		●			教育総務総室教育総務課
238	教育庁	会津西陵高等学校		●			教育総務総室教育総務課
239	教育庁	川口高等学校		●			教育総務総室教育総務課
240	教育庁	会津農林高等学校		●			教育総務総室教育総務課
241	教育庁	南会津高等学校		●			教育総務総室教育総務課
242	教育庁	只見高等学校		●			教育総務総室教育総務課
243	教育庁	磐城高等学校		●			教育総務総室教育総務課
244	教育庁	磐城桜が丘高等学校		●			教育総務総室教育総務課
245	教育庁	平工業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
246	教育庁	いわき商業情報高等学校		●			教育総務総室教育総務課
247	教育庁	いわき商業情報高等学校	四倉校舎		いわき商業情報高等学校長		教育総務総室教育総務課
248	教育庁	いわき総合高等学校		●			教育総務総室教育総務課
249	教育庁	いわき総合高等学校	好間校舎	●			教育総務総室教育総務課

No	部局名	機関名	出張所等	庁舎管理責任者の配置	機関の所在する庁舎の庁舎管理責任者	合庁等	提出先（取りまとめ機関）
250	教育庁	いわき光洋高等学校		●			教育総務総室教育総務課
251	教育庁	いわき湯本高等学校		●			教育総務総室教育総務課
252	教育庁	小名浜海星高等学校		●			教育総務総室教育総務課
253	教育庁	小名浜海星高等学校	水産校舎	●			教育総務総室教育総務課
254	教育庁	磐城農業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
255	教育庁	勿来高等学校		●			教育総務総室教育総務課
256	教育庁	勿来工業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
257	教育庁	ふたば未来学園高等学校		●			教育総務総室教育総務課
258	教育庁	ふたば未来学園中学校					教育総務総室教育総務課
259	教育庁	相馬高等学校		●			教育総務総室教育総務課
260	教育庁	相馬総合高等学校		●			教育総務総室教育総務課
261	教育庁	原町高等学校		●			教育総務総室教育総務課
262	教育庁	相馬農業高等学校		●			教育総務総室教育総務課
263	教育庁	小高産業技術高等学校		●			教育総務総室教育総務課
264	教育庁	ふくしま新世高等学校		●		福島南高等学校	教育総務総室教育総務課
265	教育庁	郡山萌世高等学校		●			教育総務総室教育総務課
266	教育庁	白河第二高等学校		●		白河高等学校	教育総務総室教育総務課
267	教育庁	会津第二高等学校		●		会津工業高等学校	教育総務総室教育総務課
268	教育庁	いわき翠の杜高等学校		●			教育総務総室教育総務課
269	教育庁	視覚支援学校		●			教育総務総室教育総務課
270	教育庁	聴覚支援学校		●			教育総務総室教育総務課
271	教育庁	聴覚支援学校福島校		●		視覚支援学校	教育総務総室教育総務課
272	教育庁	聴覚支援学校会津校		●		会津支援学校	教育総務総室教育総務課
273	教育庁	聴覚支援学校平校		●			教育総務総室教育総務課
274	教育庁	大笹生支援学校		●			教育総務総室教育総務課
275	教育庁	だて支援学校		●			教育総務総室教育総務課
276	教育庁	あだち支援学校		●			教育総務総室教育総務課
277	教育庁	あだち支援学校	本宮校舎		あだち支援学校長		教育総務総室教育総務課
278	教育庁	郡山支援学校		●			教育総務総室教育総務課
279	教育庁	あぶくま支援学校		●			教育総務総室教育総務課
280	教育庁	須賀川支援学校		●			教育総務総室教育総務課
281	教育庁	須賀川支援学校医大校		●			教育総務総室教育総務課
282	教育庁	須賀川支援学校郡山校		●			教育総務総室教育総務課

No	部局名	機関名	出張所等	庁舎管理責任者の配置	機関の所在する庁舎の庁舎管理責任者	合庁等	提出先（取りまとめ機関）
283	教育庁	西郷支援学校		●			教育総務総室教育総務課
284	教育庁	石川支援学校		●			教育総務総室教育総務課
285	教育庁	石川支援学校たまかわ校			石川支援学校長		教育総務総室教育総務課
286	教育庁	たむら支援学校		●			教育総務総室教育総務課
287	教育庁	たむら支援学校	石崎校舎		たむら支援学校長		教育総務総室教育総務課
288	教育庁	会津支援学校		●			教育総務総室教育総務課
289	教育庁	会津支援学校竹田校		●			教育総務総室教育総務課
290	教育庁	猪苗代支援学校		●			教育総務総室教育総務課
291	教育庁	みなみあいづ支援学校		●			教育総務総室教育総務課
292	教育庁	平支援学校		●			教育総務総室教育総務課
293	教育庁	いわき支援学校		●			教育総務総室教育総務課
294	教育庁	いわき支援学校くぼた校				勿来高等学校	教育総務総室教育総務課
295	教育庁	ふたば支援学校		●			教育総務総室教育総務課
296	教育庁	相馬支援学校		●			教育総務総室教育総務課
297	警察本部	警察本部警務課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
298	警察本部	警察本部総務課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
299	警察本部	警察本部県民サービス課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
300	警察本部	警察本部情報管理課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
301	警察本部	警察本部教養課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
302	警察本部	警察本部厚生課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
303	警察本部	警察本部会計課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
304	警察本部	警察本部施設装備課		●			警察本部施設装備課長
305	警察本部	警察本部留置管理課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
306	警察本部	警察本部監察課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
307	警察本部	警察本部生活安全企画課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
308	警察本部	警察本部少年女性安全対策課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
309	警察本部	警察本部生活環境課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
310	警察本部	警察本部地域企画課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
311	警察本部	警察本部総合運用指令課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
312	警察本部	警察本部刑事総務課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
313	警察本部	警察本部捜査第一課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
314	警察本部	警察本部捜査第二課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
315	警察本部	警察本部捜査第三課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長

No	部局名	機関名	出張所等	庁舎管理責任者の配置	機関の所在する庁舎の庁舎管理責任者	合庁等	提出先（取りまとめ機関）
316	警察本部	警察本部組織犯罪対策課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
317	警察本部	警察本部鑑識課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
318	警察本部	警察本部科学捜査研究所			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
319	警察本部	警察本部機動捜査隊			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
320	警察本部	警察本部交通企画課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
321	警察本部	警察本部交通規制課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
322	警察本部	警察本部交通指導課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
323	警察本部	警察本部運転免許課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
324	警察本部	警察本部交通機動隊			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
325	警察本部	警察本部高速道路交通警察隊			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
326	警察本部	警察本部公安課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
327	警察本部	警察本部外事課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
328	警察本部	警察本部警備課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
329	警察本部	警察本部災害対策課			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
330	警察本部	警察本部機動隊			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
331	警察本部	警察学校			警察本部施設装備課長		警察本部施設装備課長
332	警察本部	福島警察署		●			警察本部施設装備課長
333	警察本部	福島北警察署		●			警察本部施設装備課長
334	警察本部	伊達警察署		●			警察本部施設装備課長
335	警察本部	二本松警察署		●			警察本部施設装備課長
336	警察本部	郡山警察署		●			警察本部施設装備課長
337	警察本部	郡山北警察署		●			警察本部施設装備課長
338	警察本部	須賀川警察署		●			警察本部施設装備課長
339	警察本部	白河警察署		●			警察本部施設装備課長
340	警察本部	石川警察署		●			警察本部施設装備課長
341	警察本部	棚倉警察署		●			警察本部施設装備課長
342	警察本部	田村警察署		●			警察本部施設装備課長
343	警察本部	会津若松警察署		●			警察本部施設装備課長
344	警察本部	猪苗代警察署		●			警察本部施設装備課長
345	警察本部	喜多方警察署		●			警察本部施設装備課長
346	警察本部	会津坂下警察署		●			警察本部施設装備課長
347	警察本部	南会津警察署		●			警察本部施設装備課長
348	警察本部	いわき中央警察署		●			警察本部施設装備課長

No	部局名	機関名	出張所等	庁舎管理責任者の配置	機関の所在する庁舎の庁舎管理責任者	合庁等	提出先（取りまとめ機関）
349	警察本部	いわき東警察署		●			警察本部施設装備課長
350	警察本部	いわき南警察署		●			警察本部施設装備課長
351	警察本部	南相馬警察署		●			警察本部施設装備課長
352	警察本部	双葉警察署		●			警察本部施設装備課長
353	警察本部	相馬警察署		●			警察本部施設装備課長
354	監査委員事務局	監査委員事務局			施設管理課長	本・西・北庁舎	監査委員事務局監査総務課
355	人事委員会事務局	人事委員会事務局			施設管理課長	本・西・北庁舎	人事委員会事務局総務審査課
356	労働委員会事務局	労働委員会事務局			施設管理課長	自治会館	労働委員会事務局審査調整課
357	収用委員会	収用委員会			施設管理課長	自治会館	土木総室土木総務課

ふくしまエコオフィスアドバイザー派遣実施要綱

（目的）
第１条　この要綱は、ふくしまエコオフィス実践計画（以下「実践計画」という。）第八の５の(3)に基づき、「ふくしまエコオフィスアドバイザー」の設置及び派遣について必要な事項を定める。

（定義）
第２条　この要綱において、「ふくしまエコオフィスアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」とは、所属及び庁舎（以下「所属等」という。）における環境負荷低減策を推進するため、庁舎のエネルギー管理や環境マネジメントの運用等について専門家の視点から改善提案等を行う者をいう。

（資格及び指名）
第３条　アドバイザーは、次の各号について専門的な知識を有する者であり、環境共生課長が選考し、指名する者とする。
１　庁舎のエネルギー管理
２　ゴミ減量化・リサイクル
３　環境マネジメント
４　その他、環境共生課長が第２条に該当すると認めた者

（任務）
第４条　アドバイザーは、次の各号の業務を行う。
１　庁舎管理に伴うエネルギー等の使用量等の削減のための取組状況の確認及び改善提案等
２　事務事業に伴うガソリンやコピー用紙等の使用量等の削減のための取組状況の確認及び改善提案等
３　環境マネジメントシステムの運用に対する改善提案等

（任期）
第５条　アドバイザーの任期は、指名した年度内とする。

（派遣対象要件）
第６条　アドバイザーの派遣は、次の各号に該当する所属等の中から選定し、環境共生課長が派遣の可否を決定する。
１　前年度に比べて温室効果ガスの総排出量等が著しく増加している場合
２　過去５年間程度において、温室効果ガスの総排出量等の削減のための取組みが特に低調な場合
３　所属長及び庁舎管理責任者（以下「所属長等」という。）がアドバイザーの派遣を希望する場合
４　その他環境共生課長が必要と認めた場合

（派遣申請と決定）
第７条　前条第３項により、アドバイザーの派遣を希望する場合は、「ふくしまエコオフィスアドバイザー派遣申請書」（様式第１号）を環境共生課長に提出する。
２　環境共生課長は、アドバイザーの派遣を決定した時は、「ふくしまエコオフィスアドバイザー派遣通知書」（様式第２号）により所属長等に通知する。

（実績報告）
第８条　所属長等は、アドバイザーの派遣後、速やかに「ふくしまエコオフィスアドバイザー派遣実績報告書」（様式第３号）を環境共生課長に提出するものとする。（ただし、アドバイザー派遣時に環境共生課が同行した場合を除く）
２　アドバイザーは、派遣後は速やかに「ふくしまエコオフィスアドバイザー派遣実績報告書」(様式第４号)を環境共生課長に提出するものとする。

（守秘義務）
第９条　アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、アドバイザーを退いた後も同様とする。

（環境改善提案等への対応）
第１０条　アドバイザーの派遣を受けた所属長等は、改善提案等について可能な限り実施に努めるものとし、対応結果について、派遣後３ヶ月以内に「ふくしまエコオフィスアドバイザーの改善提案に対する対応調書」（様式第５号）により部局等の筆頭総室経由で環境共生課長へ報告するものとする。

（謝金等の支給）
第１１条　アドバイザーの派遣に要する謝金の支給及び費用の弁償は、予算の範囲内において環境共生課が行う。

（庶務）
第１２条　この要領に関する事務は、環境共生課において行う。

附則
この要領は、平成２２年４月１日から施行する。
この要領は、平成２５年６月１７日から施行する。